

秋田県埋蔵文化財センター

研究紀要

第 9 号

1994年 3月

秋田県埋蔵文化財センター

シンボルマークは、北秋田郡森吉町白坂(しろざか)遺跡出土の「岩偶」です。縄文時代晩期初頭、1992年8月発見、高さ7cm、凝灰岩。

正 誤 表

頁	行数・箇所	誤	正
11	24行目	4の(1)に	IVの(1)に
19	第8図左上の表	5.0 1.5 10.0	5.0 7.5 10.0
34	2行目	辟邪・招福の神各	辟邪・招福の神々

秋田県埋蔵文化財センター

研究紀要

第 9 号

1994年3月

秋田県埋蔵文化財センター

序

当センターでは、県内の埋蔵文化財の発掘調査と報告書の刊行、県民を対象とした発掘調査報告会などを実施しております。これらの活動とともに、職員等の専門的な研究・報告・資料紹介などを中心とした研究紀要も刊行し続けており、それもはや9号を迎えることになりました。

本誌掲載の「家ノ後遺跡の粘土採掘坑」は、家ノ後遺跡の粘土と土器の成分分析を通じて、それらの対応関係を探ったものです。「払田柵跡の平瓦渦巻文考」は、払田柵跡出土の平瓦に施された渦巻文の意味を論じています。「秋田県内出土の古鏡集成」は、県内の古代から中世にかけての銅鏡を集成したものです。「森吉町白板遺跡で発見した縄文人の足跡」は、遺構の切り取りから保存処理の方法とその経過を報告しています。このほか、平成3年度の埋蔵文化財発掘調査報告会での遠藤巖氏による講演を掲載しました。

本誌には以上の5編の論考を収録しました。これらの研究成果が広く活用されるとともに、一層の御叱正を賜りますようお願い申し上げます。

平成6年3月

秋田県埋蔵文化財センター

所長 富樫 泰時

目 次

家ノ後遺跡の粘土採掘坑

—粘土と出土土器の分析を中心に—

…………… 石川隆司・及川良彦

谷地 薫・柴田陽一郎(1)

弘田柵跡の平瓦渦巻文考 …………… 利部 修(27)

秋田県内出土の古鏡集成 …………… 庄内昭男(36)

森吉町白板遺跡で発見した縄文人の足跡

—切り取りから保存処理まで— …………… 高橋 学(51)

《講演》米代川流域の中世社会 …………… 遠藤 巖(69)

家ノ後遺跡の粘土採掘坑

— 粘土と出土土器の分析を中心に —

石川隆司^{*}・及川良彦^{*}・谷地 薫・柴田陽一郎

I はじめに

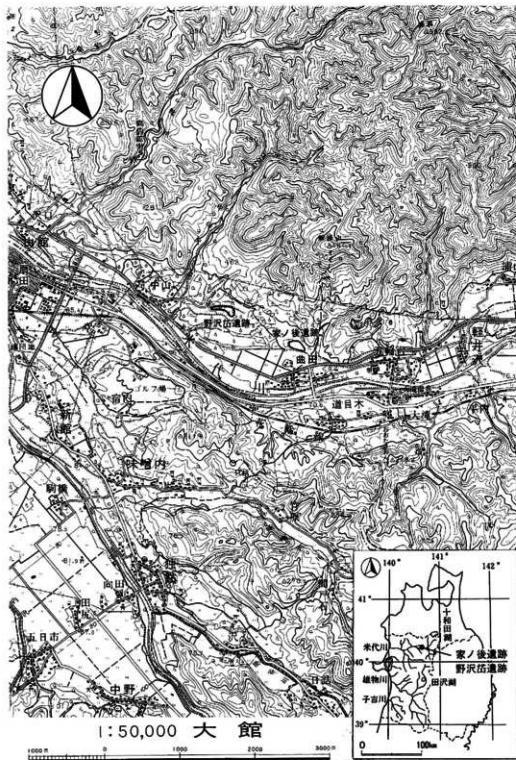
家ノ後遺跡の発掘調査は、秋田県大館市の曲田地区農免農道整備事業に伴って、秋田県教育委員会が秋田県農政部から委託を受けて平成3年に実施した。

家ノ後遺跡で検出した粘土採掘坑の資料収集のため、調査担当者の柴田・谷地は平成4年1月に、粘土採掘坑から採取した粘土を持参しながら、東京都埋蔵文化財センターを訪問し、日本全国の検出例も含めて種々教示をいただいた。その後、東京都埋蔵文化財センターより、家ノ後遺跡出土の粘土の成分分析をしたが、比較・検討のため家ノ後遺跡の粘土採掘坑出土土器などの胎土分析もしたいとの申し出があり、それら試料を送付した。その後、その分析データを、家ノ後遺跡と同事業の野沢岱遺跡発掘調査報告書に掲載させてもらうべく用意していたが、諸般の事情で掲載を見送ることになり、当センターの研究紀要に掲載することになったものである。さらに、その後、野沢岱遺跡から出土した試料も追加し分析に供したので、併せてここに掲載する。

縄文土器の胎土分析は、近年盛んに行われるようになってきており、その目的の1つには「土器製作のための粘土採取地や素地土の作成方法などが、各時代や各型式ごとに違いがあるか否かなどを検討し、それぞれの集団で製作された土器の分布から、その当時の生活集団の行動範囲や土器の移動について検討することなど」がある。このためには、試料のデータの蓄積が必要であるが、秋田県内においては家ノ後遺跡の発掘調査報告書の分析報告があるのみで、遺跡間の相互比較等をする段階にはいたっていない。したがって、本稿ではおもに家ノ後遺跡出土の粘土・土器の分析をとおして、遺跡（集団）内で土器が焼成された可能性を探ることを第1義的な目的としている。

(柴田)

* 東京都埋蔵文化財センター



第1図 家ノ後遺跡・野沢伝遺跡位置図

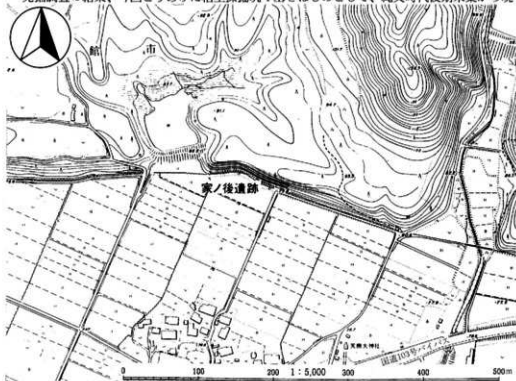
II 遺跡の概要

家ノ後遺跡は、秋田県北東部の大館市に位置し、市南部の曲田字家ノ後96-2外に所在している。発掘調査面積は2,800㎡である。

本遺跡は、米代川右岸に形成された関上段丘とも呼ばれる中位の河岸段丘上に立地し、段丘面の構成層は鳥越軽石質火山灰層の河成二次堆積物である。遺跡範囲は西に向かって張り出す舌状台地上（標高91～92m）から段丘崖の急斜面及び段丘下の沖積地（標高76～77m）にかけての広い範囲にわたっている。

本遺跡の調査区西側は、礫層を覆う土の主体が砂層である。間に薄い粘土層とシルト層をはさんで、粗砂層、細砂層の互層が3～4m堆積し、その上を黄褐色火山灰土が覆っている。調査区東側では、風化した花崗岩の大礫を主体とする礫層の上に、20～50cmの小礫層・粗砂層・灰白色粘土層が間に入るシルト層が3～5m水平に堆積し、その上を厚さ1～2mの黄褐色火山灰土が覆う。礫層とシルト層は不整合で、著しい凹凸がある。シルト層中の粘土層は不透水層で、粘土層の上面には著しい鉄分の沈着がみられる。また、粘土層中にも鉄分の小粒が含まれている。粘土採掘坑はこの粘土層を採取している。

発掘調査の結果、今回とりあげた粘土採掘坑4基をはじめとして、縄文時代後期末葉から晩



第2図 家ノ後遺跡周辺地形図

期前葉の竪穴住居跡4軒・土坑118基・溝状遺構2基・焼土遺構5基・性格不明遺構2箇所の遺構を検出し、該期の土器・土製品104,822点、石器類5,628点の遺物が出上した。

4基の土坑はその形態・埋土の状態・出土遺物や粘土層を掘り込んでいることなどから、縄文時代の粘土採掘坑と考えられ、斜面に位置している。竪穴住居跡は台地上の縁辺部にある。土坑のうち45基は、ベンガラの散布・形態・埋土の状態・遺物出土状況から、土墳墓と考えられ、台地南縁の張り出し部に3～11基の群を形成している。墓城の近くでは建物群の存在を想定させるような柱穴群を検出した。また、出入りのある台地縁辺部～沖積地には、特に遺物が多量に出土したところが2箇所あって、捨て場が形成されていた。(柴田)

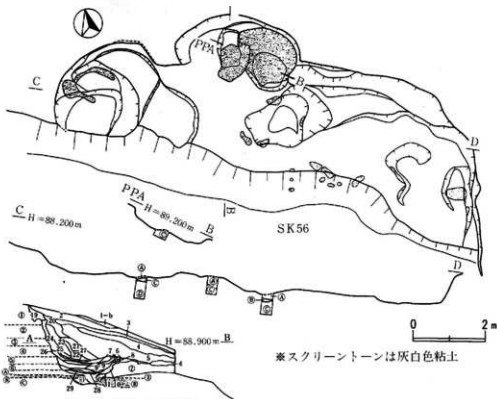
Ⅲ 粘土採掘坑

家ノ後遺跡で検出した4基の粘土採掘坑は、①平面形が不整形で、底面に著しい凹凸があり、灰白色粘土層を掘り込んでいること、②土坑の埋土中には粘土ブロックを多量に含んでいる、という特徴をもっているが、SK56・59・61のように、埋土の状態観察により、地表面から粘土層に到達するまでの掘削の過程が、以下のようにある程度推測できる。

SK59・61はまず斜面中腹の粘土層が露頭している所をいわゆる「たぬき掘り」状に横に掘り込み、しだいに入口を広げていく。次にSK56のように掘削坑の天井部分をも掘りくずし、斜面中腹にテラス状の平場をつくりながら、さらに粘土層に沿って奥へ掘り進んでいく。このことは、特に本土坑の斜面下部側に、土坑中からかき出されたと思われる粘土ブロックの大塊が多量に含まれた土が堆積していることから同われる。このようにして形成された後、オーバーハングした壁・天井が大きく崩落（落盤）して、一度に埋没したものと推測できる。

縄文時代の粘土採掘跡とされる遺構は、これまでに東京都多摩ニュータウンNo.248遺跡⁽²⁴⁸⁾、茨城県東大橋原遺跡⁽²⁴¹⁾、福島県羽白C遺跡⁽²⁴²⁾、岩手県雫石町塩ヶ森Ⅱ遺跡⁽²⁴³⁾の4例が報告され、青森県三内丸山(2)遺跡⁽²⁴⁴⁾、千葉県一本松遺跡⁽²⁴⁵⁾でも確認されている。

SK56の形態は、塩ヶ森Ⅱ遺跡例、羽白C遺跡例に類似しているが、粘土層に到達するまでの掘り込み方は、上記5遺跡では地表面から下に掘り進んでいるのに対し、SK56は斜面を横から掘り進み、オーバーハングする天井をもっている点でやや異なる。また、大規模な掘削が行われた多摩ニュータウンNo.248遺跡・三内丸山(2)遺跡・一本松遺跡例では、地表面から垂直に堅掘りして、粘土層にあたってそれを横にトンネル状に、手(道具)の届く範囲まで掘り進んでいる。粘土層を横方向に追って掘り進んでいくやり方はSK56と共通する。多摩ニュータウンNo.248遺跡・一本松遺跡の粘土採掘坑の規模(採掘粘土の量)は大規模であるがそれ以外は、家ノ後遺跡も含めて、小規模で重複も多くない。(柴田)



※スクリーントーンは灰白色粘土

※「RP」は第7図①の土器

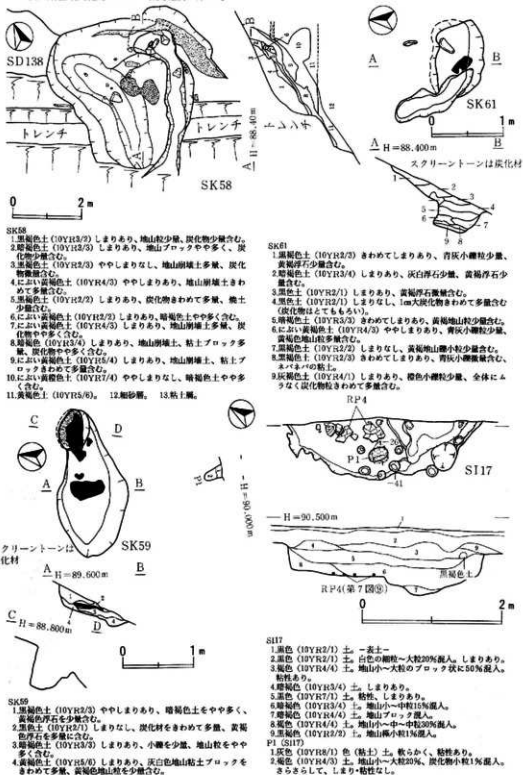
SK56 SPA～B

- ① 黄褐色粘土
- ② 明黄褐色 (10YR6/6) シルト。軟かい。道構埋土に似る。
- ③ 赤褐色粘土
- ④ 明褐色シルト (10YR7/6)
- ⑤ 褐色 (7.5YR4/6)。酸化層。
- ⑥ 浅黄橙シルト (10YR8/3)。軟かい。
- ⑦ " " 硬い。
- ⑧ 灰色 (10YR8/1) 粘土。軟かい。探掘された層。
- ⑨ 灰色 (10YR8/1) 粘土。酸化した筋が入り、上の灰白粘土より硬くしまりあり。網厚25cm位。
- ⑩ ⑨の下は同じ灰白色粘土で、白い極小礫と細砂混入。
- ⑪ ⑩と同じかあるいは橙色シルト (7.5YR6/6)。酸化して部分的に赤褐色。硬くしめる。

- 1-a, 1-b, 2, 3, 4は基本層位と同じ。
5. 黒褐色土 (10YR2/2) にふい黄褐色土 (10YR5/4) 多量含む。
5. 黒褐色土 (10YR2/2)。しまりあり。地山小～中粒多量含む。
6. 黒褐色土 (10YR2/2) と灰白色 (2.5Y8/2) 粘土の混土層。
7. 褐色土 (10YR4/6) 粘土。地山に暗褐色土を粉状もし

- くは斑状にきわめて多量含む。
8. におい黄褐色土 (10YR6/4) シルト。7～8の黄褐色土 (10YR5/6) の斑状に互層をなす。
9. 明黄褐色土 (10YR7/6) シルト。ややしまりあり。
10. 褐色土 (10YR4/4)、明黄褐色土 (10YR6/6) シルト、多量含む。
19. 地山と暗褐色土 (10YR3/3) の混合土。
20. 黒褐色土 (10YR2/2) に地山小～中粒多量含む。
21. 黒褐色土 (10YR2/2) に地山小～中粒やや多く含む。
22. 黒褐色土 (10YR2/2)。地山極小～小粒多量含む。
23. 地山と暗褐色土 (10YR3/3) の混合土。
24. 地山主体の層。褐色土多量含む。
25. 暗褐色土 (10YR3/3)。きわめてしまりあり。地山多量含む。
26. 明黄褐色土 (10YR7/6) 主体で褐色土やや多く含む。
27. 地山 (明黄褐色土10YR6/6～シルト質)。6と26の境に(上)に5mmほどの褐色土含む。
28. 褐色土 (10YR4/4)。地山きわめて多量含む。
29. 地山 (におい黄褐色土10YR6/4) -シルト質-。上下に2～3mmの薄い褐色土層が入る。
30. 地山 (におい黄褐色土10YR7/4) -シルト-。この層より縄文土器 (大破片) 出た。
31. 地山 (におい黄褐色土10YR7/3) -粘土- に灰黄褐色土 (10YR6/2) 粘土多量含む。

第3図 家ノ後遺跡 粘土採掘坑 (SK56)



第4図 家ノ後遺跡 粘土採掘坑 (SK58・59・61)、野沢岱遺跡 竪穴住居跡 (SI17)

IV 粘土採掘坑に関連する遺構群の変遷

(1) 粘土採掘坑に関連する遺構の帰属時期

粘土採掘坑はSK56・58・59・61土坑の4基である。底面や埋土中から土器が出土したSK56・58について構築時期の推定を行う。また、粘土塊が出土した遺構も併せて時期を推定する。出土土器の時期差と捨て場層位の区分については既に概略を前号に掲載した。^(註1)ここでは前稿と同様に捨て場1、2-A、2-Iに区分し、それぞれの層位の区分も前稿を踏襲する。遺物番号は報告書の番号を用いる。本節に關係する遺物は抜粋して第5図にまとめた。

a : SK56

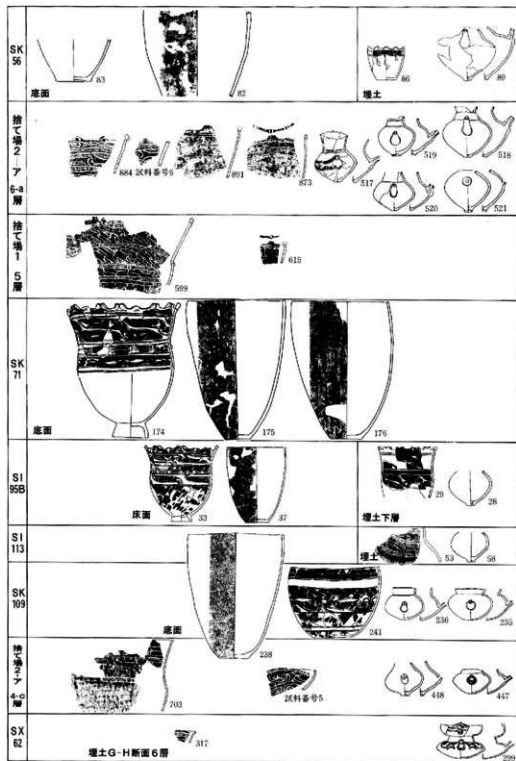
SK56の底面からは2個体、埋土中からは、比較的多くの土器が出土した。土坑の時期推定にとって重要な土器は83、82、86、89である。

底面から出土した深鉢底83は、底径11.2cmと大型である。上げ底で、やや外側に張り出し気味の底部から、やや丸みを帯びて膨らむ胴部が、外側に開いて立ち上がる。器表面は丁寧なナデによる調整が行われ、無文である。焼成はやや良好。82は最大径が胴上半部にある深鉢である。器厚は9~14mmと厚手で、内面には粘土の接合痕が明瞭に残る。器表にはLR縄文を横位に回転施文している。焼成は良好で硬質である。

埋土出土土器86は、波状口縁をもつ小型の鉢で、口縁部に横位の刻み目文帯がめぐると以外は無文である。89は無文の注口土器である。内傾する頸部がある。胴上部で最大径となり、この部位に上向きでやや長めの注口部が付く。注口部の下側は膨隆する。底部は上げ底で、径が極めて小さい。

底面から出土した83は、大きめの底径、胴下半の立ち上がる角度、胴下半が無文であることから、胴下半が開き気味に立ち上がり、胴部の中央でやや内湾し、胴上部で屈曲して口縁部が大きく外反する器形で、口唇部に山形突起がある裝飾深鉢の下部と考えられる。胴下半は無文であるが胴上半は刻み目文帯と縄文帯の併用あるいは一方のみで入組帯状文が描かれると思われる。家ノ後遺跡ではこの種の土器は少ない。類似する土器には、SK71土坑出土の174がある。台付で、器形もやや異なるが胴下半が無文の裝飾深鉢である。胴下半が無文となる大型の深鉢は、捨て場1の5層出土の559、捨て場2-Aの4-C層出土の703もある。

埋土出土の86は、類似する土器が捨て場1の5層(615)、捨て場2-Aの6-a層(783)から出土している。同じく埋土出土の注口土器89は、捨て場2-Aの6-a層で多く出土している(518~521)。また、SI95B竪穴住居跡埋土下層(28)、SI113竪穴住居跡埋土(58)、捨て場2-Aの4-C層(448)からも類似する土器が出土した。28、58は捨て場2-Aの6-



第5図 粘土採掘坑関係出土土器図

S=1/6

a層出土土器と同様に刻み目文帯のある土器と共伴している。したがって、SK56は捨て場2-Aの6-a層やSI95B埋土下層やSI113埋土が堆積した時点よりも古い時期の遺構であるといえる。

また、SK71出土の174は、SI95B床面出土の33に先行する土器と考えられる。174やSK56底面から出土した83は、北東北の「十腰内IV群」や南東北の西ノ浜式ではなく、「十腰内V群」や宮戸Ⅲa・Ⅲb式に比定される可能性のある土器で、秋田県内の出土例をまとめた高橋忠彦氏によれば、後期第Ⅲ期第2段階以降ということになる。

以上から、SK56の帰属時期は、SK71の174と並行かそれより1段階古い時期から、SI95B廃棄までの間という幅に収まると考えられる。

b : SK58

SK58は埋土中から多量の土器が出土した。埋土の下部に炭化物層があり、それより上部は主として入組三叉文系の沈線文を施文する土器が、下部からは入組帯状文系の土器が出土した。下部出土土器は捨て場2-Aの6-a層の土器と類似するが、入組三叉文系の土器の比率がやや高く刻み目文帯のある土器が明瞭でないなど、やや新しい時期になりそうである。

c : 粘土塊が出土した遺構

粘土塊が出土した遺構は、SK137、SI113である。床面から粘土塊が出土したSI113は、埋土出土の注口土器58とSI95Bの埋土下層出土の注口土器28の関係から、SI113はSI95Bと近い時期と推測される。SK137はSI95Bの床によって覆われており、SI95Bより古い時期である。

以上のa～c及び捨て場1、捨て場2-Aの関係を整理すると、家ノ後遺跡の粘土探掘坑に関連する遺構の変遷は第6図のように推測される。

粘土探掘坑SK56は、後期後葉～末葉に営まれた遺構と考えられる。またSK58は、それよりも新しく、晩期初頭頃に営まれたものとなる。SK59、61は出土土器がないため、時期は不明である。あえて推測すれば粘土探掘のための試掘坑かと思われるので、SK56と同時期の遺構となるだろう。

(2) 粘土探掘坑と関連する遺構の変遷

SK56と同時期かSK56以前の遺構には、遺構の重複関係からSI95B、SK137、SI113、SK155、SK131が、出土土器からSK71がある。

SK56が営まれた時期の家ノ後遺跡の調査区内では、土壌墓であるSK71の他、SK137・131土坑、SI95B、SI113竅穴住居跡がSK56と同時期存在の可能性がある。捨て場1、捨て場2-A、6-a層の一部も同時期に形成されていた可能性がある。SK137土坑とSI113からは少量の粘土塊が出土している。SK137、SI113とも粘土の胎土分析は行っていないので、

SK56と同一な粘土かどうかは不明であるが、同時期または近い時期に営まれた遺構であること、明らかに人為的に遺構内に持ち込まれたものであることから、SK56との密接な関係が想定される。

台地の南側斜面の中腹に粘土を採掘するための上坑が掘られ始める後期後葉～末葉頃の景観を想像してみよう。台地上の南縁付近から縁辺部に近い所には竪穴住居、小さな凹部を挟んだ東側の小凸部に土墳墓、さらに東側急斜面中腹に粘土採掘坑という配置の集落が考えられる。竪穴住居の近くの急斜面は捨て場として利用され始める（捨て場1）。これとは別に西側の斜面下には多くの完形土器を含み、背後に祭祀行為の存在をも感じさせる捨て場が形成され始める（捨て場2-ア）。居住・祭祀・葬送・粘土採掘（＝生産）が集落機能の中に含まれた形である。

粘土層を十分残したまま何らかの事情でSK56における粘土採掘が終了した後も、基本的な占地は変化せず、SK71の周辺は墓域、SI95Bの埋没後にはSI95Aが構築される。また、西側の斜面下の捨て場にも継続して土器、石器などが廃棄される。墓域では晩期初頭まで同一形態の土墳墓をつくる。時期の判明するもので最も新しいのはSK109である。SK109に副葬されていた注口土器は2点とも類例の少ない器形である。どちらも丸底で、235は体部の器形が捨て場2-アの4-c層出土の447に似る。236は注口部の下側に膨隆が残るが、235には既がない。

おそらくSK56の粘土採掘終了後に、西側の斜面中腹でSK58が掘削されたものの良好な粘土層には当たらず、この急斜面における粘土採掘は断念される。そして、SK58の跡地は晩期初頭の捨て場の一部となり土器や石器が廃棄されながら埋没して行く。（谷地）

V 土器胎土分析試料の選定

4の(1)に基づいて(2)で述べた遺跡の変遷を前提として、粘土採掘坑の粘土と土器胎土の比較を行う。試料は粘土1点、土器8点である。土器の試料番号を①～⑧で示した(第7図)。

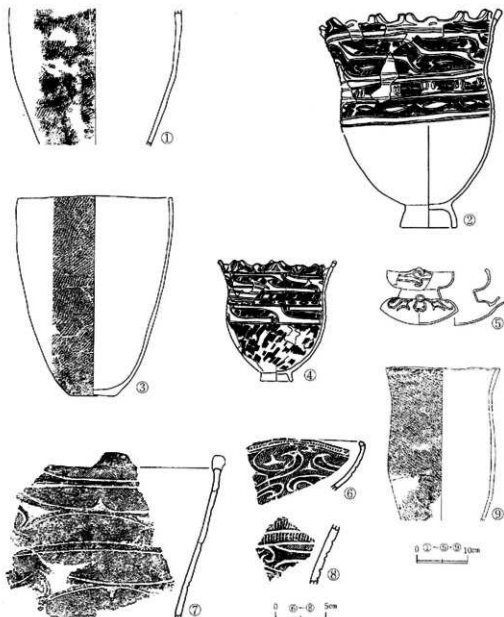
(1) 粘土と土器胎土の比較

SK56から採取した粘土と遺跡内で出土した土器との関係を比較するため、土器の胎土分析を行うに当たり、土器試料の選定には、主に次の点を考慮した。

a: SK56粘土と同時期に使用した土器である底面出土土器

①SK56-82

SK56の採掘期間内に、すでにSK56から採掘した粘土で土器を製作し、SK56内で使用



試料番号	出土地点	報告書中の図の遺物番号	BA0698204	重量	備考	遺構の性格
①	SK56	第51図 82	4	79 g	大破片の一部	粘土探掘坑
②	SK71	第62図 174	-	30	復元土器の一部	土塚墓
③	SK109	第69図 238	7	19	復元土器の一部	土塚墓
④	SI95B	第16図 33	-	15	復元土器の一部	塚穴住居跡
⑤	SX62	第82図 299	8	7	復元土器の一部	性格不明遺構
⑥	NO48C 4-c層	第174図 試料番号5	5	33	小破片	捨て場
⑦	NO48A 6-a層	第141図 891	-	27	大破片の一部	捨て場
⑧	NO48B 6-c層	第174図 試料番号6	6	25	小破片	捨て場
野沢信	SI17 R14	野沢信 第211図27	-	-	復元土器の一部	塚穴住居跡

第7図 供試試料

されたかどうか。

b : SK56粘土と同時期または、ごく近い時期の土器との胎土比較

②SK71-174・④SI95B-33

採掘した粘土を同時期の同一遺跡内で土器の原材料として用いたのかどうか。

c : SK56粘土よりやや新しい時期の土器との胎土比較

⑥NO48C4-c層-174図5・⑦NO48A6-a層-891

SK56と同一の粘土層の粘土を用いたのか。または、SK56廃絶によって全く異なる粘土を用いたのか。

d : SK56廃絶後の土壌墓の土器胎土との比較

③SK109-238

SK56とは異なる粘土層の粘土を用いたのかどうか。

e : SK56廃絶後の晩期精製土器の胎土との比較

⑤SX62-299・⑥NO48C4-c層-174図5

SK56とは異なる粘土層の粘土を用いたのかどうか。

(2) 時期や出土地点の異なる土器の胎土。

時期や出土地点の異なる土器どうしの胎土を分析し比較することによって、次の3点の解明を目指した。

a : 同一遺跡内の異なる時期の土器胎土の比較

後期後葉～末葉 ①SK56-82、②SK71-174

後期末葉 ④SI95B-33

後期末葉～晩期初頭 ③SK109-238、⑦NO48A6-a層-891、
⑧NO48A6-a層-174図6

晩期前葉 ⑤SX62-299、⑥NO48C4-c層-174図5

b : 同一遺跡内における遺構の種類(埋没状態)別の土器胎土の比較

竪穴住居跡 ④SI95B-33

土壌墓 ②SK71-174、③SK109-238

粘土探掘坑 ①SK56-82

土器集中性格不明遺構 ⑤SX62-299

捨て場 ⑦NO48A6-a層-891、⑧NO48A6-a層-174図6
⑥NO48C4-c層-174図5

c : 同一遺跡内の同種遺構において、異なる時期の土器胎土の比較

土壌墓 (古) 後期後葉～末葉 ②SK71-174

- (新) 後期末葉～晩期初頭 ③SK109-238
捨て場 (古) 後期末葉～晩期初頭 ⑦NO48A 6-a層-891、
⑧NO48A 6-a層-174図6
(新) 晩期前葉 ⑥NO48A 4-c層-174図5 (谷地)

VI 胎土・粘土の分析方法

<試料>

家ノ後遺跡の試料は粘土試料1点と縄文土器8点の計9点であり、野沢岱遺跡の試料は粘土試料1点と縄文土器1点である(第7図)。

<実験>

採掘坑の粘土と土器胎土の主成分元素および微量成分元素を定量的に分析し、その特徴を比較検討するために蛍光X線分析を行なった。測定には、理学電機(株)製波長分散型蛍光X線分析装置 System 3511およびデータ処理システム Data flex 151を使用している。

測定元素は、主成分元素としてケイ素(Si)・チタン(Ti)・アルミニウム(Al)・鉄(Fe)・マグネシウム(Mg)・カルシウム(Ca)・カリウム(K)の7元素、微量成分元素としてはストロンチウム(Sr)・ルビジウム(Rb)・ジルコニウム(Zr)の3元素である。なお試料調製にはガラスビード法を、測定には定時計数法を、定量には検量線法を採用している。

さらにこれらの他に、水分量および灼熱減量を以下の方法によって算出している。ただし、土器胎土では水分量の測定は行っていない。

<水分量・灼熱減量の測定とガラスビード試料の調製>

(1) 粘土試料

粘土試料の場合、「風乾試料の調整」→「水分量の測定」→「灼熱減量の測定」→「ガラスビード試料の調整」という順で行なわれる。

粘土試料はよく混合してから約50gをポリエチレンシートの上に広げ、そのまま試料皿にのせる。これを粗く砕いて、時々攪拌しながら直射日光を避けて室内で風乾する。試料は取り出した直後に重量を測定し、その後1週間後から毎日重量を測定し±0.03gの範囲内で恒量とする。風乾した試料は磁製乳鉢のなかで粒団をほぐして細かくする。これを2mmメッシュのナイロン製の篩に通し、塵を取り除いたものをスチロールビンに保存する。

水分量は粘土試料の表面に付着した水分の量であり、吸着水分の量を示すものである。

風乾試料約1.5gを精秤し、あらかじめ1時間、110℃で加熱し恒量にしておいた小形秤量ビンに取り、電気定温乾燥器で5時間、110℃で加熱する。デシケータ内で30分間開放熱させた後、

重量を測定する。再び110℃で1時間加熱して重量を測定し、±0.0003gの範囲内で恒量となるまで繰り返す。これにより次の式にしたがって水分量を算出する。

$$\text{水分量(\%)} = (W_1 - W_2) / (W_1 - W_0) \times 100$$

W_0 : 秤量ビンの重量

W_1 : W_0 + 風乾試料の重量

W_2 : W_0 + 恒量試料の重量

灼熱減量は、粘土試料や土器胎土試料の結晶水の重量および有機物の重量を示すものである。

風乾試料は1.5gを精秤し、あらかじめ1時間、750℃で加熱し恒量にしておいた白金るつばに取り、電気炉で3時間、750℃で加熱する。デシケータ内で30分間放熱させた後、重量を測定する。再び750℃で1時間加熱して重量を測定し、±0.0003gの範囲内で恒量となるまで繰り返す。これにより次の式にしたがって灼熱減量を算出する。

$$\text{灼熱減量(\%)} = (W_1 - W_2) / (W_1 - W_0) \times 100 - \text{水分量}$$

W_0 : 白金るつばの重量

W_1 : W_0 + 風乾試料の重量

W_2 : W_0 + 恒量試料の重量

ガラスビード試料は次のように調製している。灼熱減量を測定した後の灼熱残渣試料から0.5000gを精秤し、同様に精秤された四ホウ酸リチウム($\text{Li}_2\text{B}_4\text{O}_7$; MERKE)5.0000gとメノウ製乳鉢中で十分に混合する。なお四ホウ酸リチウムは、あらかじめ750℃で2時間加熱乾燥してある。これを白金るつばに入れ、ビードサンプラー東京科学(株)製TN-1000型により1100℃で250秒間加熱・揺動して熔融し、これを2回繰り返してガラスビードとする。

(2) 土器胎土試料

土器胎土試料は、水分量の測定を行っていない。

灼熱減量の測定は、次のように行なっている。各々の土器片について出十時に伴う附着物を洗浄して取り除き、室内で十分に自然乾燥した後、器面や断面の汚染を考慮して表面・断面をミニターで除去し、新鮮な部分を10~20g採取する。これを超音波洗浄器で1~2分間洗浄し、1日室内で自然乾燥させて、さらに電気定温乾燥器で110℃で5時間以上加熱して強制乾燥する。デシケータ内で放熱させた乾燥試料は、タングステンカーバイト製乳鉢中で最大粒1mmφ程度まで粉碎した後、さらにサンプルミル理学電機付属MODEL TI-100を用いて3分間粉碎し、200メッシュ以下の粉末試料とする。粉末試料約1.5gを精秤し、以下は粘土試料と同様にして灼熱減量を算出する。土器胎土試料のガラスビード試料も灼熱残渣試料から粘土試料と同様な方法で調製している。なお、後述する標準試料の粉末も同様にガラスビードにして測定に供している。

第1表 分析結果表

地点	層位	SAMPLE No.	水分量	灼熱減量	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	Fe ₂ O ₃	MgO	CaO	K ₂ O ^(*)	Sr	Rb	Zr (ppm)
秋田家ノ後	粘土	SK-56	5.83	5.63	66.02	1.00	19.10	4.39	0.95	0.75	1.43	98	77	163
秋田家ノ後	縄文	①		5.92	65.45	1.06	14.78	4.31	1.13	1.21	1.38	115	72	143
秋田家ノ後	縄文	②		7.94	61.78	0.94	17.17	5.58	1.10	1.19	1.30	102	58	139
秋田家ノ後	縄文	③		9.85	59.65	1.17	17.21	6.13	1.13	0.92	1.32	98	71	152
秋田家ノ後	縄文	④		8.40	61.35	0.85	15.72	3.69	0.78	1.14	1.78	106	52	150
秋田家ノ後	縄文	⑤		9.52	59.55	0.94	21.96	4.54	1.45	1.21	1.26	119	68	164
秋田家ノ後	縄文	⑥		9.74	61.40	1.21	19.51	3.53	0.91	1.36	1.00	147	39	164
秋田家ノ後	縄文	⑦		8.78	59.54	0.91	17.71	4.26	0.84	1.10	1.00	140	48	162
秋田家ノ後	縄文	⑧		8.39	59.19	1.03	17.83	4.85	1.35	1.75	1.10	174	48	155
秋田野沢岱	2NZT	土器		7.78	61.28	0.93	21.00	5.24	1.08	1.46	1.39	128	73	146
秋田野沢岱	2NZT	粘土	3.90	6.66	66.92	0.86	21.56	4.27	1.57	1.37	1.34	118	63	157

第2表 秋田家ノ後遺跡の粘土試料

試料No.	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	Fe ₂ O ₃	MgO	CaO	K ₂ O	%
S K	66.02	1.00	19.10	4.39	0.95	0.75	1.43	
秋大1	73.45	1.07	18.78	3.11	0.90	0.73	1.62	
秋大1*	65.84	1.31	23.23	3.85	1.11	0.90	2.00	
秋大2	82.4	1.07	16.96	3.15	0.83	0.84	1.80	
秋大2*	69.16	1.23	19.38	3.60	0.95	0.96	2.06	
秋大3	74.25	1.01	18.95	3.48	0.83	0.76	1.83	
秋大3*	65.39	1.23	23.08	4.24	1.01	0.93	2.23	

「秋大」は高島(1992)の分析結果で番号はこれに対応、「*」は「石炭20%を差し引いて再計算」したデータ、共に高島(1992)より引用

第3表 秋田家ノ後遺跡の縄文土器試料

試料No.	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	Fe ₂ O ₃	MgO	CaO	K ₂ O	%
秋大5	61.91	1.19	18.52	2.95	0.76	1.27	1.71	
⑥	61.40	2.21	19.51	3.53	0.91	1.36	1.00	
秋大6	62.10	0.96	18.27	5.92	1.44	1.77	1.68	
⑧	59.19	1.03	17.83	4.85	1.35	1.75	1.10	
秋大7	66.08	1.11	18.99	4.93	1.01	0.87	1.79	
③	59.65	1.17	17.21	6.13	1.13	0.92	1.32	
秋大8	63.83	0.87	22.91	4.34	1.28	1.60	1.79	
⑤	59.55	0.94	21.96	4.54	1.45	1.21	1.26	

「秋大」は高島(1992)の分析結果で番号はこれに対応

〈検量線〉

定量は検量線法によっており、検量線の作成は標準試料として通商産業省工業技術院地質調査所から発行されている13種類の岩石標準試料を使用している。これらの標準試料における各元素のX線強度を測定し、保証値を対応させて検量線を作成した。(石川)

VII 胎土・粘土の分析結果および考察

(1) 採取粘土と出土土器について

分析結果は第1表に示されているが、測定した12の成分は4つのグループに分けて検討する。慣例にしたがって主成分元素の含有量は酸化物の化学形で表されており、また、FeについてはTotal Feを Fe_2O_3 としている。

まず第一は、水分量と灼熱減量である。水分量は室温で乾かした試料の中に残留している表面水分の量を示し、灼熱減量は結晶水分量や有機物の含有量などを示していると理解できる。ただし土器の場合は通常水分量の測定を行っていないため、ここでは粘土1点のデータしかなく、今後、他の遺跡例との比較データとしたい。既報の上層分析の結果では、灼熱減量は粘土層や砂層の方がローム層に比べて小さい傾向がある。家ノ後遺跡のデータをみると、粘土層の値が土器より小さいが、①の土器が粘土層の値に非常に近似している。ただし粘土試料と土器試料では水分量の測定の有無と関連して灼熱減量の算出方法に少し差異がある。また同じ灼熱減量でも土器は過去に被熱を受けており、被熱経験のない粘土とはデータの意味合いを等しく扱えないため、粘土試料同士あるいは土器同士の比較を主としている。

第二は、 $SiO_2 \cdot TiO_2 \cdot Al_2O_3 \cdot Fe_2O_3$ の4つの成分からなるグループである。 $SiO_2 \cdot Al_2O_3 \cdot Fe_2O_3$ は主成分元素の中でも含有量の高い成分であり、土壌成分の中ではまさに土の骨格をなすものとされている。また $TiO_2 \cdot Al_2O_3 \cdot Fe_2O_3$ は土壤母材の特徴を示す成分とされている。これらの成分は、水分などによる損失の度合いが比較的 low、後述するアルカリ金属元素・アルカリ土類金属元素などに比べて溶け出ることが少ない。家ノ後遺跡のデータでは、土器のデータは全体として似通った特徴がある。また粘土試料では SiO_2 が土器より高い値を示しており、土器の①だけがこれに近似した値となっている。8つの土器試料のほとんどは胎土の基本的骨格において共通性があるだけでなく、粘土試料と比較してもそれほど大きな隔りがあるわけではない。このことから想定できるのは、基本的に土器を製作するにあたっては粘土層の粘土を主材としている点である。一つの可能性として、土器の多くは粘土層の粘土を主材とし、これにより SiO_2 の小さいものを添加して素地が調製されている場合が想定できる。これはまさに混和材の添加である。土器づくりにおいて混和材を添加して素地を調製すること自体はす

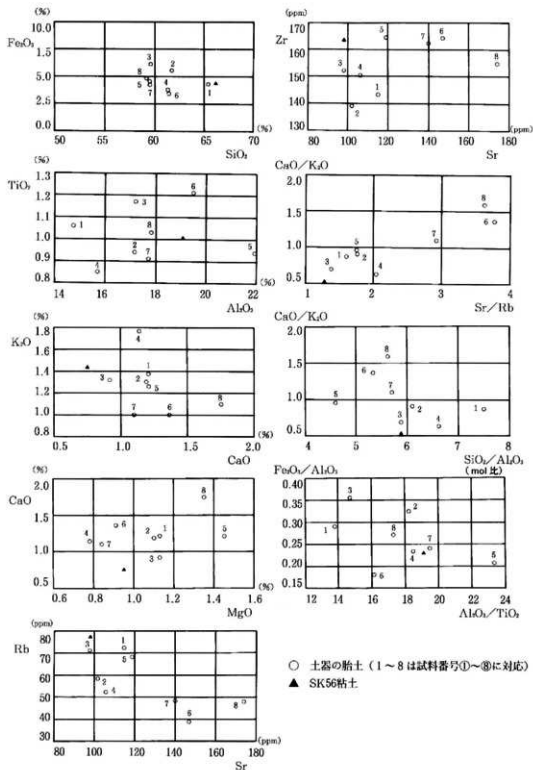
に多くの人が指摘してきている。ここで問題になるのは混和材の中身であり、従来からよく言われているような珪長質な砂の添加だけでは、 SiO_2 は粘土層より小さくなってこないのである。そこで、たとえばローム層のような火山灰を混和材として、あるいは混和材の一種として使われていたのではないだろうか。縄文土器の混和材にローム層が使われた可能性については、関東地方の上器について鉱物の顕微鏡鑑定を行った結果からすでに触れられている⁽²¹⁾。

次に第三のグループである。主成分元素のうち MgO と CaO はアルカリ土類金属元素を酸化物の形で表したもので、 K_2O はアルカリ金属元素を酸化物の形で表したものである。これら塩基といわれるアルカリ性の成分は「土の内」になるものであるとされている⁽²²⁾。土壌中のアルカリ金属元素やアルカリ土類金属元素はアルミニウムや鉄あるいはケイ素に比べて化学的風化に対する損失の度合いが大きく、溶出しやすい成分であるとされ、風化の度合いを示す指標として利用される。家ノ後遺跡のデータでは、いずれの土器も比較的近似してまとまった値を示している。またこれに粘土試料を加えて見ると、 CaO では上器のデータより小さく、一方の K_2O においては土器のデータより大きい値となっている。このように粘土に対して土器のデータが共通の傾向を示してまとまることは、粘土と土器を材料と製品の関係として仮定した場合、何か共通の変化が看取されるのである。すなわちそれを粘土に対する加工として捉えるならば、上述の混和材の可能性を思い返すことができよう。そしてここでは、 CaO を高め、 K_2O を低くする物質、すなわち土器よりもさらに CaO が高く、 K_2O が低いものであることになろう。

第四のグループは、微量成分元素である。微量成分元素としては $\text{Sr} \cdot \text{Rb} \cdot \text{Zr}$ を測定しているが、ここで注目しておきたいのは Sr と Rb である。 Sr は CaO と同様に粘土の方が土器のデータより小さく、 Rb は K_2O と同様に大きい値となっている。 Sr は CaO と同じアルカリ土類金属元素のグループであり、 Rb は K_2O と同じアルカリ金属元素のグループである。

さて、これらの結果を踏まえて若干の考察を加えてみる。まず、粘土と土器の関係である。分析に供した粘土試料と土器が原料と製品の関係、すなわち、このような粘土で土器を製作したと仮定した場合、第一のグループでみたように骨格をなす成分で粘土と土器のデータが近似しているとき、特に添加物を加えずにつくったか、添加物を加えた場合でも、その添加物は粘土の骨格成分と近似するものであったか、あるいは定量値に大きな影響を与えない程度の添加量であったと理解できよう。一方、粘土と土器が異なる傾向を示すデータであるとき、そこに混和材という、粘土とは成分の異なる材料を考えることも可能だろう。

それでは実際の分析結果に即してまとめてみると、まず TiO_2 や Fe_2O_3 では粘土と土器の差異が明確でない例があり、比較的近似する値を示すものが目立つ。一方 SiO_2 では土器の①が最も近く、また Al_2O_3 では⑥の土器が近い値を示している。そしてこれら4つの因子を総合してみると、粘土試料SK-56に近似する土器としてまず①の土器をあげることができよう。次に第



第8図 各成分の相関

三のグループからCaOやK₂Oをみると、粘土と土器の間に差異があり、混和材の添加を想定した場合、粘土や土器よりもCaOに富みK₂Oの少ないものが考えられる。そしてこのことは、第四のグループのSrやRbにそのまま当てはまる。

以上から、今回分析に供したような粘土を主材として土器がつくられていたとすると、粘土だけで土器がつくられていたのではなく混和材が添加されていた可能性が指摘できよう。しかもその混和材は粘土や土器よりもケイ素やカリウムあるいはルビジウムといった成分の含有量が低く、また逆にカルシウムやストロンチウムといった成分が高い点も注意しておきたい。このような条件に合うものとはというと、一つの候補としてローム層、赤土がある。ただし家ノ後遺跡の場合、特徴的な挙動を示す鉄(Fe₂O₃)やマグネシウム(MgO)の様子にやや異なる傾向が伺え、さらに検討を要する。また①の土器であるが、これについては供試土器の中でも基本的な骨格成分において粘土に近似するところが伺え、混和材の有無やその種類について注意しなければならない。(石川)

(2) 土器の時期、出土状況と胎土について

時期や出土地点の異なる土器の胎土の分析結果(第8図)を比較して特徴を挙げる。

a: 同一遺跡内の異なる時期の土器胎土の比較

土壌成分の中では上の骨格をなすとされるSiO₂・TiO₂・Al₂O₃・Fe₂O₃のグループでは、SiO₂・TiO₂・Fe₂O₃については時期との相関は認められないが、Al₂O₃は、試料①④/②③⑦⑧/⑤⑥の3群に分かれ、ほぼ時期の順に並び、新しくなるほど大きい値となる。後期末葉～晩期初頭の⑧と晩期前葉の⑤の間に差がある。粘土はちょうどこの間に入る。

土壌の風化の度合いを示すとされるK₂O・CaO・MgOのグループ、微量成分元素Sr・Rb・Zrのグループには、Al₂O₃にみられたような時期と胎土の変化の相関は認められない。

b: 同一遺跡内における土器の遺構の種類(埋没状態)別の土器胎土の比較

SiO₂・TiO₂・Al₂O₃・Fe₂O₃のグループでは遺構の種類との相関は認められない。

K₂O・CaO・MgOのグループではK₂Oで遺構の種類(埋没状態)との相関が認められる。試料⑦⑧⑧(捨て場)/⑤②③①(土坑・土坑類似遺構)/④(竪穴住居跡)の3群に分かれ、順に数値が大きくなる。粘土は⑤②③①(土坑・土坑類似遺構)の群に近い。

微量成分元素Sr・Rb・ZrのグループでもSrとRbは遺構の種類(埋没状態)との相関が認められる。Srでは試料③②④①⑤(土坑・土坑類似遺構・竪穴住居跡)/⑦⑧⑧(捨て場)の2群に分かれ、順に数値が大きくなる。粘土は最も小さい数値である③に近い。

Rbでは8試料の数値が連続的で群には分かれませんが、試料⑥⑦⑧(捨て場)④(竪穴住居跡)②⑤③①(土坑・土坑類似遺構)の順に数値が大きくなる。粘土は試料①～⑧で最も小さい数値をとる①よりもさらに小さい。

SrとRbの相関では試料⑥⑦⑧（捨て場）と①②③④⑤（竪穴住居跡・土坑・土坑類似遺構）の2群に明瞭に分かれる。捨て場から出土した土器は時期にかかわらず $K_2O \cdot Rb$ で小さく、Srでは大きい値をとる。粘土との比較では試料①～⑧のすべてでSrが増大しRbが減少している。 K_2O は⑥～⑧（捨て場）で最も減少し、①～③⑤（土坑・土坑類似遺構）ではやや減少気味であるが、④（竪穴住居跡）のみが増大している。

c：同一遺跡内の同種遺構において異なる時期の土器胎土の比較

土墳墓で時期による差が認められたのは TiO_2 である。後期後葉～末葉の試料②で小さく、後期末葉～晩期初頭の試料③で大きい。その外では $SiO_2 \cdot CaO \cdot Zr$ でやや差がある。②に比べて③は $SiO_2 \cdot CaO$ が減少傾向、Zrが増大傾向にある。

捨て場では $Al_2O_3 \cdot TiO_2$ で時期による差が認められた。後期末葉～晩期初頭の試料⑦⑧で小さく、晩期前葉の試料⑥で大きい。その外では $SiO_2 \cdot Rb$ でやや差がある。⑦⑧に比べて⑥は SiO_2 が増大傾向、Rbが減少傾向にある。

土墳墓と捨て場ではそれぞれ比較した時期が異なるので、変化の方向を同列には扱えないが、いずれも TiO_2 が反応して変化することは注目される。捨て場における後期末葉～晩期初頭から晩期前葉の Al_2O_3 の変化は、aでみたように異種遺構を含めてもみられ、特に捨て場に限ったことではなく土器試料全体に共通する。

今回の蛍光X線分析装置による土器の胎土どうしの比較で読み取れた特徴が、家ノ後遺跡の他の土器にも共通する特徴なのかどうか、また、同時期のほかの遺跡でも認められるのか等、今回の結果を裏付ける試料の蓄積が必要であるのは当然であるが、その上で視野に入れておくべき事項の一部として、次の2点を指摘することができる。

- (ア) Al_2O_3 の値と時期差の関係が土器の素地土に由来するものかどうか。もしそうだとすれば、晩期初頭までは、SK56の粘土あるいはSK56と同一の粘土層の粘土よりも Al_2O_3 成分が小さくなるような混和剤を添加していたものが、晩期前葉にはその粘土を用いながらも Al_2O_3 成分が大きくなるような混和剤の添加に替わったか、あるいはSK56とは異なる Al_2O_3 成分の大きい粘土層の粘土に切り替わったか等についての検証が必要となる。
- (イ) $K_2O \cdot Sr \cdot Rb$ では遺構の種類（埋没状態）、特に遺構と捨て場とに差があった。これが土器の使用目的の違いに由来するのか、土器の埋没環境の違いに由来するのか、土器埋没後の経年変化なのか等様々な可能性について検証する必要がある。（谷地）

(3) 秋田大学のデータとの比較

1992年に刊行された家ノ後遺跡の発掘調査報告書において、同遺跡の粘土と土器の分析結果を報告している。高島勲の「粘土及び胎土の化学分析結果」がそれであり、この中で3点の粘土試料が分析されている。分析方法はX線マイクロアナライザー（EPMA）によっており、こ

れは採取試料をごく少量にとどめることができる。以下では、X線マイクロアナライザーによる分析を「EPMA法」とし、蛍光X線分析装置による分析を「XRF法」と記すこととする。

まず粘土試料における比較検討を試みる(第2表)。今回の分析では粘土試料は1点しか測定できなかった。本来であるならば適切なサンプリングにより、複数のサンプルを用意してデータの信頼性を高めたいところである。ここでは秋田大学の3点の分析結果を比較試料として参考に加え比較してみる。XRF法のSK-56とEPMA法の試料番号1から3を比べると、 SiO_2 の値でXRF法の方がかなり低くでている。また Fe_2O_3 ではXRF法よりEPMA法の方が若干低めにでている傾向もある。しかしながら全体としてみれば、 SiO_2 を除けばほぼ対応しよく符合しているとみてよいであろう。

次に土器試料の比較を試みる(第3表)。土器試料では、4点の上器についてEPMA法とXRF法の両法によるデータが揃った。全体としてみれば、非常に近似した値または比較的近い値を示すものが多いが、やはり SiO_2 において差異のあるデータが目立つ。

EPMA法のデータにおける粘土試料と土器試料の比較は、すでにその報文の中で行なわれているわけであるが、注意しておきたい点を記しておくことにする。 SiO_2 は土器試料よりも粘土試料の方が高い値となっている。また、 Fe_2O_3 や CaO では逆に土器試料の方が粘土試料よりも高いものが目につく。そしてこのような傾向はXRF法に共通するものである。

以上から、EPMA法のデータはXRF法より SiO_2 で明らかに高い値となっているものの、いくつかの特徴的な傾向は共通しているといえよう。(石川)

土器胎土の比較では、XRF法では6の(2)で述べた $\text{Al}_2\text{O}_3 \cdot \text{K}_2\text{O}$ の諸特徴が現れているが、EPMA法ではそれが明瞭に現れていない。両方法に認められる共通の傾向とともに、細部での相違についてもさらに検討を重ねて行く必要がある。(谷地)

(4) 野沢岱遺跡の粘土と土器

a: 野沢岱遺跡の概要

野沢岱遺跡は平成4年に発掘調査された。家ノ後遺跡の北西約1.0kmに位置し、家ノ後遺跡と同じ段丘面・構成層で、北西に張り出す標高約89.5mの台地上に立地し、北側沖積地との比高差は約9mである。調査面積は2,200㎡である。発掘調査の結果、縄文時代の竪穴住居跡6軒、土坑9基を検出し、縄文時代早期・前期・中期・後期の土器が出土した。分析に供した試料は中期後葉の竪穴住居跡で検出した。(柴田)

b: 野沢岱遺跡の粘土と土器

野沢岱遺跡の粘土試料はSI17竪穴住居跡出土の粘土塊から採取したものであり、土器試料は同住居跡出土の土器である(第7図)。粘土試料は家ノ後遺跡のように粘土層からの採取ではなく、住居跡に運び込まれたものであるとするならば、それには人の意思や手加わっているこ

となる。このような意味からは粘土塊は遺物であるといえるが、それらが土器の材料に直接に結びつくかどうかは俄かに断じることはできないであろう。

分析結果をみると、 SiO_2 では粘土が約67%であるのに対して土器は61%強となっている点が注目される。一方、 Fe_2O_3 や TiO_2 においてはこれとは逆に土器の方が粘土のそれよりやや高い値を示している。これらの間に材料と製品の関係を想定すれば、やはり SiO_2 を減少させ、 Fe_2O_3 を増加させるような添加物を混入させる可能性も考えられよう。しかし、その他の成分元素では両者間にそれほど大きな差があるようにみえない。家ノ後遺跡の粘土層粘土と野沢岱遺跡の粘土を比較すると、 SiO_2 や Fe_2O_3 の成分において非常に近似した値を示している。しかし $\text{MgO} \cdot \text{CaO} \cdot \text{K}_2\text{O} \cdot \text{Sr} \cdot \text{Rr}$ などをみると、家ノ後遺跡の方が珪長質な傾向に、野沢岱遺跡の方が苦鉄質な傾向にあり、灼熱減量も後者の方が上回っている。住居跡出土粘土塊が採取されたままの粘土であるのか、あるいは土器の素地土としてすでに調製されたものであるのか、いずれにしても分析試料が粘土層からの採取ではなく住居跡出土の粘土塊であることを考慮すると、同様な事例について分析事例の増加をまたなければならぬであろう。住居跡出土粘土の場合、特に粘土部分だけを住居跡覆土からの汚染をさけて確実にサンプリングしなければならぬ点に十分な注意を要するであろう。(石川)

Ⅷ ま と め

粘土採掘坑に関していままで述べてきたことを要約し、若干のついたことを記してまとめとしたい。①規模の小さいSK59・61土坑は粘土層を探りあてるための試掘坑かもしれない。②SK56の中央部北側にある円形の採掘跡の底面は比較的平坦で、柔らかい灰白色粘土がまだ残っていたが、上下の堅い層は避けて、良質な粘土層のみを採取したことが伺われた。多摩ニュータウンNO.248遺跡もこの例である。③SK58は粘土層自体は薄く、採掘された粘土の量もあまり多くないようであるが、土坑下部では均質な細砂層を掘り込んでおり、素地土に混ぜ合わせる砂を採取していた可能性もある。茨城県東大橋原遺跡の2次調査では、袋状土塊群が検出され、土塊掘削の第1の目的は、粘性のある硬質ロームを、土器製作のために採掘したのではないかと考えられ、土塊底面から出土した白色粘土塊と火熱を受けた花崗岩とともに、その材料となるものではないかと推測されている。

縄文時代の粘土採掘坑は全国で7例と類例も少なく、資料蓄積の段階である。周辺や県内の他遺跡出土の土器胎土分析なども実施して遺跡間の比較も必要と考えられる。今後は立地や規模・掘削(採取)方法・採掘坑の形態など、時期や地方によって違いがあるものかどうか、研究課題も多い。(柴田)

粘土と土器胎土の分析を行う前は、粘土採掘坑から採取した粘土と、遺跡内で出土した時期や種類の異なる遺構の土器の胎土を比較すれば直接的に相関があるものとなひものが判別でき、粘土の使われ方や土器の動態が判明するものと期待した。しかし、EPMA法、XRF法ともに、事はそう単純ではないという結果が出た。そして、分析結果の考察により、土器の素地土を調整する際に粘土とは成分の異なるローム層のような混和剤を添加した可能性があるという仮説を得るに至った。土器製作にどんな粘土を選定したかということと同時に、粘土にどんな土をどんな比率で添加したかを解明しなければ、当初目論んだような、粘土の使われ方や、時期や地域によって異なる土器の動態の把握は難しいということが分かったのである。したがって分析の対象を粘土のみならず、遺跡の内外の様々な土壌に広げ、その基礎的なデータの蓄積が求められるのである。また、XRF法による土器の胎土分析結果の比較では、アルミニウムで土器の時期変遷と符合し、カリウム、ストロンチウム、ルビジウムが遺構の種類（土器の埋没状態）に対応してグルーピングされた。しかし、EPMA法ではアルミニウム、カリウムにそのような特徴が表れず、ケイ素の値にも差があった。両方法の比較検討をさらに進めるとともに、XRF法で看取された諸傾向が、考古学的事象と対応するものなのかどうかを含め何に由来するものなのか、多様な可能性の中から検討して行かねばならない。今回は試料数が少なく、分析した試料の種類も十分ではないので、今回の結果を裏付ける試料の蓄積が必要である。

縄文時代の粘土採掘坑は発見例が稀少で、研究は始まったばかりである。粘土の入手方法の研究と並行して、採掘された粘土と、粘土を用いて製作した土器との関係を解明するために、本稿では粘土や土器胎土の成分元素の分析を試みた。この方法の可能性と限界を探るためにもさらなるデータの蓄積が必要である。と同時に、研究の方向性を踏まえた分析目的の明確化が重要である。それによって多様な分析方法の対比が可能となるであろう。（谷地）

本稿を成すにあたり、下記の方々からご指導・ご助言を賜った。記して感謝の意を表すものである。（アイウエオ順、敬称略）

石井剛孝 岡田康博 小笠原雅行 上條朝宏 工藤利幸 富樫泰時 山口直人

注

- 1 上條朝宏 「縄文土器の胎土分析」『東京都埋蔵文化財センター研究論集』X 1991(平成3年)
- 2 秋田県教育委員会 「曲田地区農免農道整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ-家ノ後遺跡-」
秋田県文化財調査報告書第229集 1992(平成4年)
- 3 斉藤進・松崎元樹・及川良彦 「縄文時代中期の粘土探掘坑群の調査-多摩ニュータウン遺跡群
No.248遺跡-」日本考古学協会第57回総会研究発表要旨 1991(平成3年)
- 4 石岡市教育委員会 「石岡市東大橋原遺跡-第1次調査報告-」1979(昭和54年)
石岡市教育委員会 「石岡市東大橋原遺跡-第2次調査報告-」1980(昭和55年)
- 5 福島県教育委員会他 「真野川流域総合開発事業 真野ダム関連遺跡発掘調査報告書Ⅱ」福島県文
化財調査報告書第194集 1988(昭和63年)
福島県教育委員会他 「真野川流域総合開発事業 真野ダム関連遺跡発掘調査報告書Ⅲ」福島県文
化財調査報告書第210集 1989(平成元年)
- 6 財団法人岩手県埋蔵文化財センター 「御所ダム建設関連遺跡発掘調査報告書 磐石町塩ヶ塚Ⅱ遺跡」
岩手県埋蔵文化財センター文化財調査報告書第31集 1982(昭和57年)
報告書中には粘土探掘坑については明記されていないが、当時の調査担当者の一人である工藤利幸
氏よりご教示を得た。
- 7 三内丸山(2)遺跡では平成5年の発掘調査で縄文時代中期後半の粘土探掘坑が確認された。青森県埋
蔵文化財調査センター岡田康博、小笠原雅行両氏のご教示と資料の提供を受けた。
- 8 (財)山武郡市文化財センター 「文化財かわら版」第2号 1993(平成4年)
同センター山口直人氏よりご教示と資料の提供を受けた。
- 9 谷地薫 「家ノ後遺跡の晩期初頭土器-人組帯状文と入組三叉文-」『秋田県埋蔵文化財センター研
究紀要』第8号 1993(平成5年)
- 10 高橋忠彦 「秋田県の縄文時代後期の土器」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第4号
1989(平成元年)
- 11 註1と同じ
- 12 藤原彰夫 「十と日本古代文化」博友社 1991(平成3年)
- 13 荒木 茂 「赤黄色土の岩質、風化土評価」『ベドログリスト』30 1 1986(昭和61年)
永塚澄彦・植田茅・石川隆司・上條朝宏・館野孝 「蛍光X線分析法による関東ローム層の元素分析」
『東京都埋蔵文化財センター研究論集』Ⅶ 1989(平成元年)
- 14 高島 繁 「粘土及び胎土の化学分析結果」文献は註2と同じ
- 15 秋田県教育委員会 「曲田地区農免農道整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ-野沢岱遺跡-」
秋田県文化財調査報告書第237集 1993(平成5年)

参考文献

- 秋田県 『秋田県総合地質図幅 大館』 1973(昭和48年)
- 秋田県農政部農地整備課 『土地分類基本調査 大館』 1986(昭和61年)
- 石川隆司・上條朝宏 「蛍光X線分析法による土器胎土分析の基礎研究—分析方法のポテンシャル—」
『東京都埋蔵文化財センター研究論集』Ⅶ 1989(平成元年)
- 小藁一夫・石川隆司 「縄文土器の動態的把握(予察) —早期末葉土器群の蛍光X線分析から—」
『東京都埋蔵文化財センター研究論集』Ⅷ 1990(平成2年)
- 永塚澄子・栗城譲一・植田孝 「蛍光X線分析法による大丸窯跡群出土試料の胎土分析」
『東京都埋蔵文化財センター研究論集』Ⅵ 1988(昭和63年)
- 永塚澄子・植田孝・石川隆司・上條朝宏・新井貞博・長佐古真也 「蛍光X線分析法による関東ローム層の土壌分析—多摩ニュータウンの基本編序」
『東京都埋蔵文化財センター研究論集』Ⅷ 1990(平成2年)
- 永塚澄子・栗城譲一・上條朝宏 「蛍光X線分析法による寺尾台庵寺出土瓦の胎土分析」
『東京都埋蔵文化財センター研究論集』Ⅸ 1991(平成3年)
- 永塚澄子・武笠多恵子・上條朝宏 「蛍光X線分析法による関東ローム層の土壌分析」
『東京都埋蔵文化財センター研究論集』Ⅸ 1991(平成3年)

弘田柵跡の平瓦渦巻文考

利 部 修

1 はじめに

弘田柵跡は、秋田県仙北郡仙北町弘田と千畑町本堂城廻にわたる城柵官衙遺跡である。遺跡は、政庁の位置する低位な長森丘陵裾に沿ってこれを囲む内郭線、長森と長森の西側にある箕山を囲む外郭線からなり、その規模は東西1,370m南北780m、外郭線の総延長は約3,600mである。角材列と築地土塀の内郭線・角材列だけでつくられた外郭線には各々東西南北の八脚門があり、政治と軍事の両面を兼ね備えた大規模な施設であることが分っている。

ここで論じようとする平瓦は、内郭南門の東側石翠付近の、創建期整地層といわれているところから出土したものである(第1図)。この種の瓦は瓦自体が少ない弘田柵跡の中にあつて、主体を占める110点余りの格子目瓦と比べても25点と極めて少なく、どこに葺かれていたのかも不明である。凸面上の文様は、平瓦一枚作り技法の叩き工具の原体文様が表示された文様で、一般に見られる格子目や網目の代わりにS字状の渦巻が表現されたものである。渦巻やS字状の渦巻は、すでに縄文時代の土器や岩版などに用いられているが、一種の神秘性を醸し出す文様として注目される場所である。

凸面に渦巻やS字状渦巻による文様をもつ平瓦は、東北の城柵官衙遺跡をはじめ全国にも例がなく、なぜ弘田柵跡からのみ出土するのか疑問をもっていたのである。ここでは叩きの原体文様の分析をとおして、その意味などについて考えていきたい。

2 原体文様の復元

渦巻が施されている平瓦(第1図)は、ほとんどが灰白色や橙色を呈する焼きのあまいもので全体に摩耗が進んでいる。そのため、叩き工具の端が幾つか確認されるが、これだけを基に単位文様を復元することは、容易ではなかった。ただし文様の中には独立したS字形渦巻の存在も認められることから、複雑に見える文様は、この渦巻の重複か、あるいはこれと別の(原体



第1図 弘田橋跡の渦巻文平瓦

による) 渦巻が組み合うものであろうという予測は当初からもつことができた。

これを念頭において渦巻を観察した結果、S字形の各渦巻における2つの異なる中心部形態①(以下、各渦巻を数字で表記)・②の他に、これらと異なる形態が1つだけあることに気が付いた。③・④がそれで、この渦巻は均整のとれた①・②のものとは異なり、外側下の線が直線的になる特徴をもつことも分った。したがって原体は、異なる3つの渦巻の組み合わせによる文様構成である事が理解できた。

次に問題となるのは、どのような文様配置をとるかである。この手掛かりを得るために、④と⑥の部分に注目してみたい。④と⑥は一見、2つの渦巻が繋がったS字状に見えるが、渦巻の形態から⑥は②と同じである事が分かり、④と⑥は連続しないと理解される。これらの間には叩き工具の端が水平に走る。この事も、④と⑥が連続するS字状の渦巻とは認められない理由の一つである。

さて、この工具の端の痕跡が④・⑥のどちらに伴うかが問題になるが、⑥と同じ中心形態をもつ②には⑥に接するような工具痕はない。よって、叩き工具の痕跡は④に伴うことが理解され、⑤もその時の叩きによって④と共に表現されたことが分る。そして、⑤の中心形態は②のそれと一致しているのである。以上より、S字形渦巻に伴う凸面上の文様は、①・②・③が表出された渦巻文の原体の重複で、③の全体は④によって補うことができる。この組み合った文様を裏返ししたものが、叩き工具に彫り込まれてある文様である。

また叩き工具の大きさは、①が下の渦巻を②が右の渦巻を切り込んでいる事から、④を考慮

した縦の長さは7.0cmであり、横については①左端から②右の渦巻が消える辺りが11cmなので僅かにそれ以上の長さで推測される。形は以上の観察から、ほぼ長方形を呈すると考えられる。以下、これを基に凸面上の文様評価に関わって、原体の動きについて若干触れておきたい。

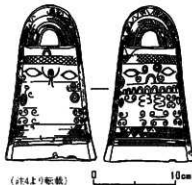


第2図 原体の軌跡

第2図は、原体の軌跡が理解し易いように1 原体の3つの渦巻について、各々の中心を結んだ三角形で表現したものである。三角形の在り方から、縦に連続した3つのスムーズな軌跡が理解される。さらに、これと原体個々の切り合いを検討すると、概ね右上→右下→中下→中上→左上→左下の動きが想定される。改めて凸面上の文様を見ると、工具に刻まれた3単位の渦巻文が擦った形では表出されておらず、また、通常の平瓦は凸面を下にして置かれることから、凸面上の文様それ自体に特別な意味があったとは思われない。むしろ3単位の渦巻文を互に刻すること、もしくは工具にその文様を刻することこそ、特殊と見られる渦巻文を採用した意図があったと考えられる。

3 S字型渦巻文の意味

渦巻文やS字型(本文ではS字形や逆S字形の総称として用いる)渦巻文は、民族例である種の意味をもって用いられ、今日の日常生活で装飾に多用される文様でもある。この文様が、早くは縄文時代に用いられた事は前述したが、弥生時代においては特別な意味や役割をもって生活の中で用いられていた。以下では、原始・古代の特にS字型渦巻文について、その意味を検討してみる。



第3図 福田銅鐸

はじめは祭器とされる弥生時代銅鐸の場合で、両側の鐸身上位に杏仁形で2つの目が付く、特異な福田銅鐸の例を取り挙げてみる(第3図)。この目について、辰巳和弘氏は「邪霊を打ち破る力をもつ聖なる目」と考え、春成秀爾氏は「司祭者あるいは〜カミそのものの表現」と解釈している。これらの目の間には、一方の面で司祭者と考えられている人物が、その裏面には重弧文と2つのS字・逆S字渦巻文が対で表現されている。これらの

S字型渦巻文を含む文様は、辰巳氏によって「司祭者もしくは神を表わすもの」と評価されている^(註5)。これらの文様の直下には重弧文が連続的に施されており、このことからS字型渦巻文が特に重要視されていると考えられる。したがってS字型渦巻文は、邪霊などの外敵から身もしくは集団を護る呪力をもった文様と見なすことができる。そして同時に、権威をも象徴する文様と理解することができよう。この他、古墳出現期の有力墳墓に供献品として用いた特殊器台やこれに組み合う特殊壺などにも、鋸歯文と共にS字型渦巻文を認めることができる^(註6)。やはり権力者だけに、その使用が許されていた文様と見なすことができよう。

次に、奈良時代平城宮跡のSE1230井戸枠に転用されていた木製盾を取り挙げてみる^(註6)。報告によれば、盾の表面には墨線で渦巻文と鋸歯文を大きく描き、全面を白土・墨・赤の彩色で埋めるもので、その1つの大きさは長さ153cm幅

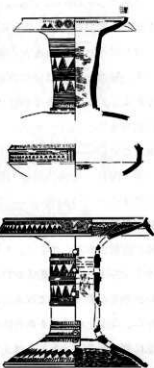


(註6より転載)

第5図 平城宮の盾

50cmとある。盾については、『延喜式』延長5年(927)の兵部省単人司の記事に、「楯一百八十枚。枚別長五尺。廣一尺八寸。厚一寸。頭編。一著馬鬚。以。赤白土墨。畫。鈎形。～並取。司臨時出用。若有。破損。申。省修理。」と規定しており、平城宮跡出土のものはこの記載と一致している事が分っている。この盾は、単人が元旦、即位、蕃客入朝の重要な儀式に威儀用として用いたもので、霊を鎮める呪の能力をもつとされる単人とS字型渦巻文は、密接な関係にあると考えられている^(註7)。さらに重要と思われるのは、S字型渦巻文が敵の攻撃を阻止する盾に用いられ、その呪術的威力を威儀用として固持している点である。しかも、単人は6世紀以降朝廷に服属し奈良・平安時代には参勤したり畿内に移住したりして、朝廷に関わる諸役を務めていたのである^(註8)。

以上2つの例に引いたS字型渦巻文は、邪霊や外敵などから護るという意味では共通した役割をもつ。しかし、前者は弥生時代から古墳時代前期にかけては権威をも象徴する文様であったのに対して、奈良・平安時代では低い階層であってもその使用が許されており、実利面が



(註5より転載)

第4図 S字型渦巻文の壺と器台

より重視されていると見る事ができよう。この理由には、6世紀前半に伝播する仏教文化の影響が大きかったと考えられる。つまり、本来呪術性と権威を象徴するという2つの意味をもっていたS字型渦巻文の後者が、仏教文化の他の要素と置き代わり、徐々に実利的面が強調されてきたものと考えられるのである。このようなS字型渦巻文の意味と用いられ方の変遷を考慮するならば、私田棚跡出土平瓦のS字型渦巻文にもその形と時代性から呪術的な意味のあったことが推察される。

4 平瓦S字型渦巻文の例

S字型の渦巻文が瓦に施されている類例を捜してみると、数は非常に少ないものの幾つかを見出すことができる。1～5は、白鳳期から平安時代までを含んでいる平瓦である。これらはすべて軒平瓦の互当文様で、私田棚跡のように凸面上に施したものは、管見資料では見つけることができない(第6図)。1は大坂府船橋⁽³¹⁾寺、2は静岡県遠江国分寺周辺⁽³²⁾遺跡、3は埼玉県女影⁽³³⁾寺、4は奈良県西⁽³⁴⁾大寺、5は神奈川県寺尾台⁽³⁵⁾廃寺からそれぞれ出土している。



第6図 S字型の渦巻文をもつ平瓦

これらは渦の巻き込みが弱い5を除くと、明確にS字型の渦巻を形成しているものを含んだ文様構成をとる。1・2は主体となるS字型渦巻文が横位と縦位に充填されたもの、3・4は逆S字形が1個ずつ端に配置されたもの、5はS字・逆S字形が左右に配置されたものである。これらの渦巻が、前述してきたS字型渦巻文と同質に扱われるであろうか。

3・4は偏行唐草文の、5は均正唐草文の一部であり、個々の文様全体の中でこれらが特に際立っている訳ではない。また、3の女影⁽³³⁾寺では唐草の展開する方向は逆であるが右端の渦がこれと逆渦を巻く例があること、5にしても中心部の両渦を除けば一般に認められる均正唐草文である。以上を考慮すれば、これらは唐草文の中で発達した装飾文様要素と見るべきである。一

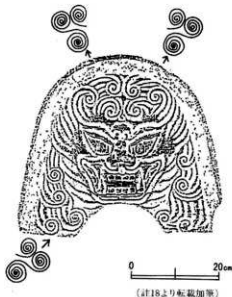
方、遠江国分寺周辺遺跡では、2と同様に文様要素を縦位に連続する装飾手法を用いるものが多い。この遺跡では、S字形以外に渦巻形・釣針形・三日月形などで2と同じように連続する手法が見られ、特にS字形でなければならない理由はなさそうである。以上を考慮すれば、2は縦位の文様要素に採用された装飾文様の1つと見るべきである。また、横位に複雑な展開を見せている1においてもS字形を多用する点は2と一致し、やはり装飾文様の1つと解釈すべきと考えられる。

以上のように、1～5の平瓦に施されたS字型渦巻の形は、仏教文化における装飾文様の一部と思われ、呪力を持つと考えられている弥生時代のS字型渦巻文とは形こそ似るが異なる性格をもつと考えられる。

それでは、本文で主題としている平瓦の原本文様についてはどうであろうか。ここでは、S字形渦巻文とこれの上部渦巻側で接する単独の渦巻文の組み合わせが、原形で表出された文様であると理解した。言わば、2つの文様要素が組み合って原本文様を構成している訳で、これらは叩き工具のごく限られた範囲に収められている。2つの文様要素を比較してみれば、第一にS字形渦巻文の占める割合の多い点が挙げられる。第二には、渦巻文が重なる渦を巻く点が指摘できる。以上の2点から、原本文様の中でS字形渦巻文が主体になっていた事は明白である。S字形渦巻文が1つだけしかも強調されて用いられていることは、本来見せるための文様が意識されない平瓦凸面にあることからしても、やはり何か特別の意味をもつと考えられるのである。

5 原本文様の意味

平瓦製作工程上必要とされる叩き手法の結果、その痕跡として認められたのが表出された原本文様であった。したがって、意図していた文様の形は、表出された文様というよりも叩き工具に施された原本文様と見るべきかもしれないことは前述してある。しかしこの解決は困難と思われ、以下モチーフの検討にあたっては表出された文様をA、工具に施した原本文様をBとし、その両者を包括した形で評価したいと思う。



第7図 平城宮の鬼面文鬼瓦

原本文様と同様なモチーフは見つけることができな
 ないが、これに類似性があるように見える例とし
 ては、平城宮跡から出土した奈良時代鬼面文鬼
 瓦の巻毛がある(第7図)。頭部の巻毛は中心で左
 右が対称になるように構成され、S字状とも見え
 る上下の渦にやや離れた渦が組み合う。これら
 を表出された文様と比較すれば、S字状渦巻+渦巻
 という文様要素は共通するが、S字に対する渦の
 位置はA・B共に逆である。これを図のように矢印の方向で見るならば、右側はBに左側はA
 に、さらに左下の巻毛はBにそれぞれ類似している。



(註19より転載)

第8図 薬師寺聖観音像の台座唐草文

また、明瞭なS字型の渦と1つの渦が組み合うように見えるものには、奈良時代とされる薬
 師寺東院堂にある観音菩薩立像の例がある。平面形が八角形をした台座の各角の正面飾りには、
 左右に対称形を成して第8図のような唐草文が配置されている(左右の下)。これらも文様要素
 としては表出された文様A・Bと類似するが、S字あるいは逆S字以外の渦が逆向きであるこ
 ととその位置が反対側であることが異なる。

以上のように検討すれば、各A・Bの文様要素の組み合わせは仏教文化で用いられているモ
 チーフとして理解でき、このようなモチーフに特別な文様としてのS字型渦巻文を重ね合わせ
 たものと考えられるのである。

6 む す び

本論では、原本文様の分析からそれがS字型渦巻文と渦巻文の組み合わせであることを、は
 じめに明らかにした。次に、S字型渦巻文の意味を弥生時代から呪術の意味をもつ象徴文様と
 して扱い、次第にその内容が変化してきたことを単人盾に用いてあるS字型渦巻文によって説
 明してきた。そしてその文様は、邪霊や外敵を防ぐ威力を備えたものであった。この文様の類
 似性や在り方を考慮して、弘田柵跡の平瓦にあるS字型渦巻文にも呪術の意味があると考えて
 きた。

それでは、具体的にはどうであろうか。この問題にも関連する弘田柵跡の創建については、
 その固有名詞にも関わって諸説あるが、文献・考古資料と年輪年代測定から延暦20~23年(801
 ~804)頃と提案されている。この考えに立脚すると、弘田柵跡創建期前後の時期は、8世紀
 後葉にはじまる蝦夷の叛乱と動揺で緊迫した状況下にあったと考えられる。このような史的背
 景から、賊の侵入や邪霊を防ぐための呪術的行為が行われていたことは容易に想像されるとこ

ろである。

一方、弘田柵跡には、中国古来の新邪・招福の神各に系譜が求められるとする鬼瓦^(註8)が出土していない。そして軒瓦が皆無であることでも、この実態が理解できる。このように思考すれば、戦時下の重要な建物などを守護することが、鬼瓦以外のもので工夫されたとは考えられないであろうか。すなわち、悪霊や外敵を防ぐ呪術性を託されたS字型渦巻文が、平瓦の中に施されその威力が鬼瓦の代わりに期待されたと考えられるのである。東北地方の城柵官衙遺跡の中でも、特異な内・外郭線や石塁といった構造をもつ弘田柵跡に相応しい、独自の平瓦が考案されたものであろうと考えられる。

本論をまとめるにあたっては、木立雅朗、玉田芳英、松原典明、森田稔の各氏から有益な助言を戴くと共に、資料の提供を賜った。末筆ではありますが、厚くお礼申し上げます。

註

- 1 児玉 準 「秋田県弘田柵跡発掘調査の近況」『日本歴史』第539号 1993(平成5年)
 - 2 秋田県教育委員会 秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所 『弘田柵跡』秋田県文化財調査報告書第185集 1989(平成元年)
 - 3 本文では、複雑な文様を構成するうえで基礎となる凸面上の一単位文様を、原体の表出文様として把握している。以下、特に断らない限りこれを文様と表記する。
 - 4 辰巳和弘 『埴輪と絵画の古代学』白水社 1992(平成4年) また、平成5年神戸市立博物館で開催された「銅鐸の世界展」では、S字型渦巻文が単独で描かれるのは156点中1ないし2例と少ない。神戸市立博物館 『銅鐸の世界展』神戸市スポーツ教育公社 1993(平成5年)
 - 5 間壁忠彦 「吉備の特殊器台」『考古学の世界』第4巻 1993(平成5年)
 - 6 狩野 久・佐藤興治ほか 「平城宮発掘調査報告」IX 奈良国立文化財研究所 1978(昭和53年)
 - 7 〈『延喜式』延長五年十二月条。「兵部省準人司」の項〉『国史大系 延喜式後編』吉川弘文館 1981(昭和56年)
 - 8 井上辰雄 「6 近習準人」『熊襲と準人』教育社 1978(昭和53年)
 - 9 註8の「7 畿内準人」の項。S字型渦巻文の原形に関わる海幸山幸の「失くした釣針」については、小島慶博氏によって神話の中の準人として論じられている。小島慶博 「三 海上の道と準人文化」『準人世界の島々』小学館 1990(平成2年)
 - 10 中村明蔵 『準人と律令国家』名著出版 1993(平成5年) なお、準人盾が井戸枠に用いられているのは、S字型渦巻文の呪力で飲み水を守るためと考えられている。
- 萩原秀三郎 「第三章 舟を浮かべ鼓をたたき祖を祀る」『図説 日本人の原郷』小学館

- 1990(平成2年)
- 11 上記2例の中間にあたる、古墳時代後期の茨木県虎塚古墳玄室には、ややま伸びしたS字形渦巻文が描かれている。斎藤忠氏はこれを、「簡単な一巻きの渦巻文状の展開あるいは一種の植物文様ともみなされるものである。」と、『壁画古墳の系譜』(註21)の中で述べている。しかし武具である鞘や盾と共に、また銅鐸や華人鎧などにあるように鋳造文が描かれている事からすれば、呪術的意味をもつ象徴文様の可能性がある。
- 12 上田 睦 「寺を建てた氏族たち一撰・河・泉」『古代の寺を考える』帝塚山考古学研究所 1991(平成3年)
- 13 安藤 寛 「Ⅷ 平成3年度調査のまとめ」『国分寺・国府台遺跡 発掘調査報告書-』舞田市教育委員会 1992(平成4年)
- 14 経間孝志・宮 昌之・木戸春夫・高崎光司・赤熊浩一「北武蔵における古瓦の基礎的研究Ⅲ」『研究紀要』第6号 財団法人 埼玉埋蔵文化財調査事業団 1989(平成元年)
- 15 奈良県教育委員会 奈良国立文化財研究所 「西大寺防災施設工事・発掘調査報告書」西大寺 1990(平成2年)
- 16 内藤政恒 「川崎市普寺尾台瓦塚塚堂址調査報告」川崎市文化財調査報告第一冊 川崎市 1954(昭和29年)
- 17 S字型の形をした渦巻文が仏教文化の要素として用いられているのには、白鳳期の大阪府野中寺にある弥勒菩薩半跏像の宝冠飾りや、平安時代の入道院観心寺にある如意輪観音坐像の条飾に施されている文様があるが、ごく希な例である。以上の例は、呪術的意味をもつS字型渦巻文が、仏教文化の装飾文様として採用された可能性もあろうか。
- 町田甲一・岩崎和子 『仏像の知識百科』主婦と生活社 1993(平成5年)
- 18 毛利光俊彦 「日本古代の鬼面文鬼瓦-8世紀を中心として-」『研究論集VI』奈良国立文化財研究所 1980(昭和55年)
- 19 築達栄八編 『魅惑の仏像18 観音』毎日新聞社 1987(昭和62年)
- 20 このモチーフは、唐草文で表現している装飾文様の3つの渦のまとまりとして、仏像の光背などによく見うけられる。
- 21 本文では一貫してS字型渦巻文を中心にして述べ、渦巻文については特に言及しなかった。それは渦巻文が、装飾文様として多方面に用いられている複雑な状況下での実情によるものである。しかし、渦巻文の中には清戸迫76横穴の人物に描かれた渦巻文のように、呪術性をもつと解釈されているものも多く存在している。この事からすれば、叩き工具やその表出された渦巻文にも、S字型渦巻文と共に呪術的意味をもって用いられた可能性もある。斎藤 忠 「第二章 渦巻文の新たな発達」『壁画古墳の系譜』学生社 1989(平成元年)
- 22 新野直吉・船本義勝 「5 創建年代の検討」『弘田権跡の研究』文献出版 1990(平成2年)
- 23 森 郁夫 「Ⅲ、文様構成の変遷」『Ⅴ』ニューサイエンス社 1986(昭和61年)

秋田県内出土の古鏡集成

庄内 昭 男

1 はじめに

古代・中世に於ける銅鏡は姿見というよりも、呪術的霊力のあるものとして意識され、信仰の対象となっていたことは、中仙町水神社の鏡のように観音像を線刻したものがあることからも窺い知れる。本稿は秋田県における古代・中世の精神史・宗教史上の一側面を看取するため、奈良・平安時代から室町時代にかけて製作され、県内で出土した銅鏡を集成したものである。ただし先学によって昭和30年代までの発見記録の集成がなされてきていることから、新たに発見されたものを加え、できるだけ図譜としての体裁を整えることに配慮した。

2 研究史

銅鏡発見の記録は江戸時代にさかのぼり、延宝5(1677)年中仙町豊岡の宝相華蝶鳥八棱鏡の発見が最初である。そうした鏡について注目したのが菅江貞澄であり、県内各地を歩いた紀行文に、発見記録とその図を残している。明治時代にいたっては経筒に使用された鏡の発見があったが、その他の記録はない。大正14(1925)年に秋田考古会誌が発刊され、各地の考古学資料が紹介されたなかで、朝川修蔵氏は銅鏡についていくつかの論文をまとめている。県内出土銅鏡は昭和10(1935)年に発行された『俳誌玫瑰-秋田の古鏡号-』で、氏が中心となってまとめおり、あわせて19面が収録されている。同じ時期に武藤一郎氏は県内出土銅鏡はじめ各地の銅鏡の収集をしている。昭和30(1955)年には中仙町水神社の宝相華蝶鳥八棱鏡が国宝指定申請されたのをきっかけとして、武藤鉄城氏がその集成がころみている。昭和35(1960)年に編纂された『秋田県史-考古編-』は、武藤鉄城の集成をもとに収録している。

3 古鏡について

ここでは各銅鏡について挿図の順に説明を加えたい。第1図の秋田県地図におおよその出土位置を示し、地図番号と挿図番号を一致させた。

説明は各銅鏡について名称をかかげ、*出土地・所蔵者あるいは保管者 *出土状況 *製作年代と紀年内容 *記載参考文献の順に行をかえて説明した。文献の内、下記に付したものは、集成した際の記事内容が重複していることから文献番号を付し、記載内容を明記した。

文献1 武藤鉄城 『秋田考古学—第3号—』 昭和30(1955)年

文献2 奈良修介 『秋田県史—考古編—』 昭和35(1960)年

文献3 奈良修介 『秋田県の考古学』 昭和42(1967)年

(1) 菊枝薄双雀鏡

〈出土地〉湯沢市松岡大字外堀字坊中 〈保管者〉京都国立博物館

〈出土状況〉昭和29(1954)年4月、湯沢市街から西に4km程離れた標高150m程の山頂で、東西5.7m・南北4.5mの楕円形の高まりから4基の経筒が出土した。そのうち1基の銅製経筒の底面に鏡が転用されていた。径8.3cmとあるが、紐の部分をすりきっており、界圈より外側をとり除いているようにみえる。

〈年代〉平安時代後期に製作、周辺出土の銅製経筒に寿永三(1184)年・建久七(1196)年の紀年銘があることから、製作後まもない12世紀後半に転用されたものと考えられる。

〈文献〉文献1に記事、文献2に記事と写真、文献3に記事と拓本。

(2) 瑞花鷲鷲鏡

(3) 梅樹双雀鏡

〈出土地〉雄勝郡羽後町田沢 〈所蔵者〉菅原長太郎

〈出土状況〉昭和8(1933)年5月、標高150mの丘陵中腹で、地表面より50cm程の深さのところから上記2面の銅鏡が重なりあって出土した。

〈年代〉(2)は平安時代後期、(3)は鎌倉時代の製作と考えられる。

〈文献〉文献1に記事、文献2に記事、文献3に写真と表。

(4) 蘆雁鏡

(5) 梅枝双雀鏡

〈出土地〉横手市金沢町字寺の沢21 〈所蔵者〉金沢八幡神社

〈出土状況〉明治22(1889)年閑居長峰と通称される山頂で経塚が発見され、経筒とした須恵系陶器の四耳壺の蓋として蘆雁鏡が使用されていたものである。明治41(1908)年に閑居長峰周辺から再び経塚が発見され、元久三(1206)年の紀年銘がある銅製経筒の蓋として梅枝双雀鏡が転用されていた。

〈年代〉(4)は平安時代後期に製作、四耳壺の製作年代と推定される13世紀前半頃に蓋として転用されたものと考えられる。(5)は平安時代後期に製作、製作まもない元久三(1206)年頃に蓋として転用されたものと考えられる。

＜文献＞朝川修蔵 「秋田の古鏡Ⅲ」『俳誌玫瑰－秋田の古鏡号－』 昭和10(1935)年
文献1に記事、文献2に記事と写真、文献3に表。

(6) 瑞花双鳳八稜鏡（鏡面に線刻像）

＜出土地＞平鹿郡雄物川町千刈田

＜出土状況＞江戸時代の後期、沼館千刈田弘法館から出土したとされるが、鏡の所在は現在不明である。二件の図絵として伝えられている。ひとつは発見者鈴木家にある掛図であり、もうひとつは松平定信の『集古十種』に収録されたものである。

＜年代＞平安時代の製作、鏡背に永延三(989)年の紀年銘があるとされている。

＜文献＞松平定信 『集古十種』

朝川修蔵 「秋田の古鏡Ⅲ」『俳誌玫瑰－秋田の古鏡号－』 昭和10(1935)年

上法香苗 「南秋田で見た二三の鏡その他」『俳誌玫瑰－秋田の古鏡号－』 昭和10
(1935)年

文献1に記事、文献2に記事と集古十種の図、文献3に記事と集古十種の図。

(7) 山吹双雀鏡

(8) 菊枝双雀鏡

(9) 波松千鳥鏡

(10) 蜻蛉蝶鳥湖洲方鏡

＜出土地＞平鹿郡大森町八沢木字滝の沢 <所蔵者＞武藤芳夫

＜出土状況＞大正14(1925)年新庄館（『秋田県の中世城館』では神宮館）の前で、地表下30cmのところから4面がまとまって出土した。菊枝双雀鏡を除いて武藤一郎コレクションに収蔵。

＜年代＞(6)(7)(8)は鏡胎が薄く、鏡背に花鳥の図柄を浮きだたせていることから、平安時代後期製作の藤原鏡である。(9)は鏡面が剝落している。平安時代の製作と推定される。

＜文献＞朝川修蔵 「秋田の古鏡Ⅲ」『俳誌玫瑰－秋田の古鏡号－』 昭和10(1935)年

秋田県立博物館 『武藤一郎コレクション図録』 昭和53(1978)年

文献1に記事、文献2に記事、文献3に表。

(11) 双鶴文鏡

＜出土地＞仙北郡仙南村金沢字石神 <保管者＞横手市教育委員会

＜出土状況＞大正末年頃、溜池を作るとき、堤防の下から発見されたといわれる。

＜年代＞平安時代後期の製作と考えられる。

〈文献〉文献2に拓本。

(12) 草花双鷺八絳鏡

〈出土地〉仙北郡大森町下田遺跡 〈保管者〉秋田県埋蔵文化財センター

〈出土状況〉下田遺跡は10世紀前半から11世紀にかけての住居跡・建物跡が検出された集落遺跡である。鏡は小さな柱穴の中から出土している。柱穴は10世紀前半の土器を伴う焼土遺構を掘り込んでおり、11世紀代に柱穴が構築されたと推定される。

〈年代〉平安時代の製作

〈文献〉秋田県教育委員会 『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅳ』 昭和57(1990)年

(13) 薄双雀鏡

〈出土地〉仙北郡六郷町

〈出土状況〉雪斎『古鏡拓本集』に金沢古塚より出たとある。

〈年代〉平安時代の製作と思われる。

〈文献〉斎藤忠編 『日本考古学史資料集成—江戸時代—』

(14) 松枝文鏡

〈出土地〉仙北郡六郷町

〈出土状況〉菅江真澄の紀行文中に描かれているものである。紀行文には文政三(1820)年六郷古城址において須恵器甕の中から小さな仏像と共に出土したと記録している。

〈年代〉直径が12cmとあり、鎌倉時代製作のものと見える。

〈文献〉菅江真澄 『新古祝慶品類之図』

文献2に菅江真澄の図と記事、文献3に表。

(15) 瑞花双鳥八花鏡

〈出土地〉仙北郡千畑町内村遺跡 〈保管者〉秋田県埋蔵文化財センター

〈出土状況〉内村遺跡の範囲確認調査で出土したもので、曲物の中に入っていたといわれている。本調査によって平安時代の集落が調査されたが、遺構との関係は不明である。

〈年代〉平安時代の製作

〈文献〉秋田県教育委員会 『内村遺跡発掘調査報告書』 昭和56(1981)年

(16) 菊花散双雀鏡

<出土地>仙北郡中仙町豊岡字中荒井 <所蔵者>黒沢正一

<出土状況>空堀の出土となっている。

<年代>室町時代の製作、鏡面には粗い擦痕がみられる。

<文献>武藤鉄城 「仙北発掘の古鏡」『秋田県立角館高等女学校郷土研究』昭和12(1937)年
中仙町史編纂委員会 『中仙町史-文化編-』平成元年(1989)年

(17) 瑞花双鳥八稜鏡

<出土地>仙北郡西木村上荒井

<出土状況>昭和9(1934)年仁平田地区の暗渠設置の掘削作業中に発見されたものであると、武藤鉄城氏が報じており、『秋田県の考古学』に武藤鉄城氏の拓本が紹介されている。

<年代>平安時代の製作と思われる。

<文献>文献1に記事、文献2に記事、文献3に表と拓本。

(18) 宝相華蝶鳥八稜鏡(鏡面に線刻像)

<出土地>仙北郡中仙町豊岡三十列 <所蔵者>中仙町水神社

<出土状況>この鏡の出土に関して菅江真澄の『月の出羽路』には、延宝5(1677)年4月13日に野中村内の三采女谷地を新田開墾している時に、地表から1m50cm程掘り下げた所から出土したという伝えを記録している。

<年代>奈良時代に製作されたもので、鏡面に鏡像が線刻されている。

<文献>菅江真澄 『月の出羽路-仙北郡二二-』

朝川修蔵 「秋田の古鏡草」『俳誌玫瑰-秋田の古鏡号-』昭和10(1935)年

児玉暁村 「神鏡の影を描く」『俳誌玫瑰-秋田の古鏡号-』昭和10(1935)年

文献1に鏡像図と記事、文献2に記事と写真、文献3に口絵写真と記事と表。

(19) 瑞花文鏡(鏡面に線刻像)

<出土地>仙北郡中仙町上鷲野字古館 <所蔵者>富岡善芳

<出土状況>菅江真澄『月の出羽路』には、元禄年間の2月に富岡家屋敷地より掘りだされたところとある。武藤鉄城氏は屋敷地が古館といわれることと、地形からみて屋敷地を平城とみている。

<年代>奈良時代に製作、鏡面に線刻された長元四(1031)年の紀年銘がある。

<文献>松平定信 『集古十種』佐竹家蔵とある。

菅江真澄 『月の出羽路』

朝川修蔵 「秋田の古鏡草」『俳誌玫瑰-秋田の古鏡号-』昭和10(1935)年

武藤鉄城 「長元紀年の刻字について」『俳誌玫瑰—秋田の古鏡号—』昭和10(1935)年
文献1に鏡像図と記事、文献2にと記事、文献3に口絵写真と記事と表。

(20) 瑞花双鳳八稜鏡

〈出土地〉由利郡金浦町海老谷地大館 〈所蔵者〉小林善七

〈出土状況〉発見は大正元(1912)年春、大石の下から出土したと伝えられている。

〈年代〉平安時代の製作

〈文献〉朝川修蔵 「秋田の古鏡草」『俳誌玫瑰—秋田の古鏡号—』昭和10(1935)年
文献1に記事、文献2に記事と拓本、文献3に表と拓本。

(21) 瑞花双鳳八稜鏡

〈出土地〉由利郡金浦町 〈保管者〉金浦町教育委員会

〈出土状況〉不明である。

〈年代〉平安時代の製作

〈文献〉金浦町史編纂委員会 『金浦町史』平成2(1990)年

(22) 草花双鶴鏡

〈出土地〉由利郡仁賀保町伊勢居地 〈所蔵者〉斎藤典芳

〈出土状況〉出土年代不明。水田より出土したらしい。

〈年代〉平安時代の製作

(23) 菊花散双雀鏡

〈出土地〉河辺郡雄和町鹿野戸 〈所蔵者〉武藤芳夫

〈出土状況〉武藤一郎氏のコレクションにあり、出土状況などは不明である。

〈年代〉室町時代の製作

〈文献〉秋田県立博物館 『武藤一郎コレクション図録』昭和53(1978)年

(24) 花卉双蝶八花鏡

〈出土地〉秋田市四ツ小屋小阿地 〈所蔵者〉武藤芳夫

〈出土状況〉武藤一郎氏は鉄道開設による山際の掘削で出土したと報告している。須恵器・刀・馬具といった鉄製品が共に出土しており、墓に副葬されたものと思われる。

〈年代〉奈良時代の製作

<文献>後藤守一 「東北地方に於ける奈良時代の一墳墓」『考古学雑誌 13巻4号-』大正14(1925)年

武藤一郎 「河辺郡小阿地発掘の八花鏡に就て」『俳誌玫瑰-秋田の古鏡号-』昭和10(1935)年

文献1に記事、文献2に記事、文献3に表。

(25) 菊紋双雀鏡

<出土地>秋田市上新城小友

<出土状況>小友館跡の出土と伝えられている。拓本は可成惣一郎氏の資料にある。

<年代>室町時代の製作

<文献>可成惣一郎「新城館址と古鏡との研究」『秋田考古学誌第1巻第1号』大正14(1925)年
上法香百「南秋田でみた二三の鏡その他」『俳誌玫瑰-秋田の古鏡号-』昭和10(1935)年

(26) 草花双鳳八稜鏡

(27) 亀甲地文鏡

<出土地>南秋田郡八郎潟町真坂 <保管者>副川神社所蔵とあるが、現在不明

<出土状況>2面ともに明治33(1900)年、真坂烏居坂の沼の中から発見されたといわれる。

<年代>(24)は平安時代、(25)は鎌倉時代の製作とみえる。

<文献>文献1に記事、文献2に記事と写真、文献3に表。

(28) 菱花紋散双鳥鏡

<出土地>山本郡二ツ井町館平館 <所蔵者>武藤芳夫

<出土状況>武藤一郎コレクションにあり、出土状況は不明である。

<年代>室町時代の製作

<文献>秋田県立博物館 「武藤一郎コレクション図録」 昭和53(1978)年

(29) 八稜鏡(鏡面に線刻あり)

<出土地>山本郡二ツ井町仁船子懸

<出土状況>菅江真澄の紀行文中に図がある。観音堂旧蔵とあり、その他のことは不明である。

<年代>形状から平安時代の製作とみえる。

<文献>菅江真澄 「のきのやまぶき」

(30) 菊花文鏡

〈出土地〉鹿角市花輪新斗米館跡 〈保護者〉鹿角市教育委員会

〈出土状況〉遺構との関連は判然としないが、周辺では刀子・鉄釘・楔・せんびきといった鉄製品の出土が多い。

〈年代〉室町時代の製作

〈文献〉鹿角市教育委員会 『新斗米館跡第2次調査報告書』 昭和56(1981)年

(31) 瑞花双鳳八稜鏡

〈出土地〉鹿角郡小坂町白長根 I 遺跡 〈保管者〉小坂町教育委員会

〈出土状況〉平安時代の住居跡内から出土している。方形あるいは長方形を呈する住居7軒が検出されているが、各住居跡からの出土遺物は羽口・鉄さいであり、製鉄に関わる集落である可能性が高い。鏡が出た住居跡は其中で最も規模が大きい。

〈年代〉平安時代の製作

〈文献〉秋田県教育委員会 『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅻ』 昭和59(1984)年

以上のほかに武藤鉄城氏は平鹿郡雄物川町上法寺で出土した瑞花双鳳八稜鏡を報告しているが、残された図も無く、現物も不明である。

4 ま と め

秋田県内出土の鏡を製作年代毎にみると、奈良時代のものが3面、平安時代のものが20面、鎌倉時代・室町時代のものが8面である。また奈良時代に製作されたものでも、その紀年銘から平安時代へ伝世されたものもある。

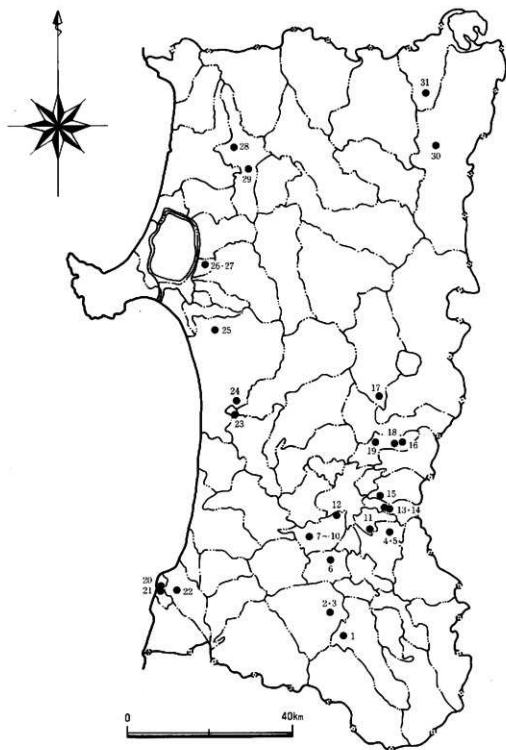
最も多い平安鏡についてみると、形状は円鏡・方鏡・八花鏡・八稜鏡の各種類に分かれるが、中でも八稜鏡が広く県内に分布していることがわかる。内村遺跡や下田遺跡といった集落遺跡との結びつきも考えられること、鏡像が描かれた鏡が現れること、奈良時代からの伝世鏡に紀年銘をもつものがこの時期にまとまることから、秋田県では八稜鏡が流布した11世紀代に、鏡を対象とする信仰のピークをむかえたものと考えられる。その後12世紀代末から13世紀初めにかけて経筒の外容器の蓋・底部に転用されたことは、鏡に対する意識変化の傾向をよみとることができる。

〈参考文献〉 中野政樹 『古鏡』 昭和44(1969)年

広瀬都興 『和鏡研究』 昭和49(1974)年

青木豊 『和鏡の文化史』 平成3(1991)年

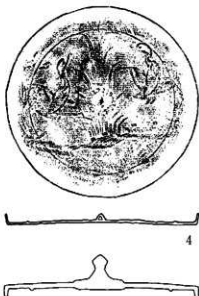
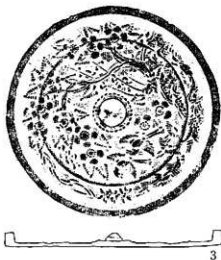
最後になりましたが、図の掲載をご許可いただきました所蔵者の方々に感謝いたします。



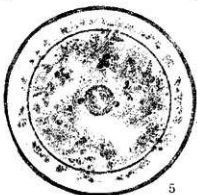
第1図 出土位置(市町村別)



1
『秋田県の考古』より

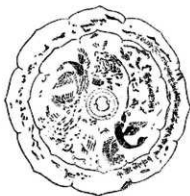


番号	銅質	直径	鏡・扉圖・鈕と鏡座
1	不明	—	不明・平鈕か?・鏡台低径短か?
2	白銅	10.1 cm	内輪式胡蝶・細線半圓・菊並花鏡
3	青銅	11.5 cm	直角式中鈕・小鏡半圓・鏡座中径短
4	青銅	10.2 cm	外輪式胡蝶・細線半圓・鏡台低径短
5	青銅	10.2 cm	直角式中鈕・細線半圓・不明

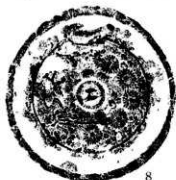
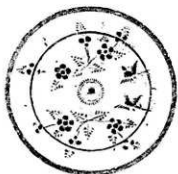


〈縮尺1/2〉

第2図 古鏡集成1



6
「第六十種」
区書刊行会本より



8
『明治図録—秋田の古鏡号—』より



7



10

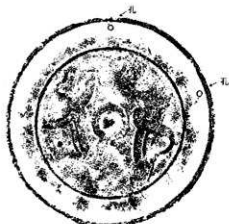


9

〈縮尺1/3〉

番号	銅質	直径	縁・外周・鈕と銅座
6	不明	(10.2)cm	不明・不明・不明
7	青銅	9.2 cm	直角式中縁・細線平周・鋭角低銅座
8	不明	(8.9)cm	直角式中縁か?・細線平周・鋭角低銅か?
9	青銅	11.2 cm	直角式中縁・中線平周・素文銅座
10	青銅	9.7 cm	角形式中縁鏡

第3図 古鏡集成II



11



12

『東北探新自動車道秋田県
史跡調査報告書』より



13

『日本考古学史料集成—江田時代』より

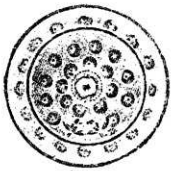


14

『宮川真徳全集』未集社より



15



16



17

『秋田県の考古学』より

番号	材質	直径	縁・背盤・鈕と紐座
11	青銅	11.2 cm	直角式小縁・中線平盤・腰巻巾中線漆紐
12	青銅	(8.6) cm	扇形式三角縁・へ字盤・不明
13	不明	—	直角式低縁か？
14	不明	(12.1) cm	直角式低縁か？
15	青銅	12.4 cm	扇形式厚縁高縁・へ字盤・腰巻巾漆紐
16	黄銅	8.8 cm	直角式低縁・彫線平盤・角沖勾漆紐
17	不明	(10.6) cm	不明・不明・不明

〈縮尺〉

第4図 古鏡集成III



半世紀型
大造良孝威智智仁祐
女城主盛源家印子
鏡背面の文字。

18

番号	銅質	直径	縁・雲團・紐と紐座
18	白銅	13.6 cm	踏跣式中縁・雲團・素純
19	白銅	(22.8) cm	踏跣式低縁・雲團・紐は八葉蓮華

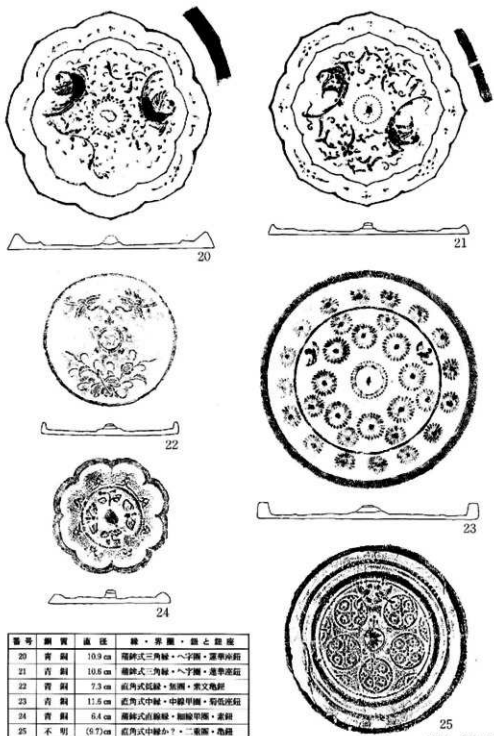


19

※18・19の図について
鏡背の拓本は、秋田県立博物館蔵の複製品より窪田
鏡面の図は、「秋田県の文化財」の写真をもとに図化

〈縮尺1/2〉

第5図 古鏡集成Ⅳ



番号	材質	直径	縁・界線・鈕と鈕座
20	青銅	10.9 cm	羅針式三角縁・へ字溝・蓮華座鈕
21	青銅	10.6 cm	羅針式三角縁・へ字溝・蓮華座鈕
22	青銅	7.3 cm	底角式純縁・無溝・雲文座鈕
23	青銅	11.5 cm	底角式中縁・中線平縁・唇低座鈕
24	青銅	6.4 cm	羅針式直縁縁・細線平縁・雲鈕
25	不明	(6.7) cm	底角式中縁か?・二重溝・巻縁

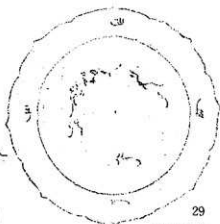
可成惣一郎氏の拓本より

〈縮尺1/〉

第6図 古鏡集成V



28

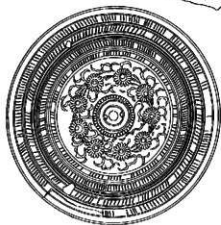
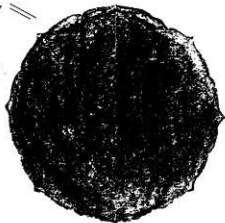


29

『香江山部全集』
五木社より



鏡面控写



30

『新斗米館第2次調査報告書』より

番号	材質	直径	縁・界線・鈕之位置
28	青銅	6.8 cm	直角式低縁・細線二重圏・菊龜甲亀組
29	不明	—	不明・不明・不明
30	青銅	11.5 cm	直角式中縁・中縁・重圏・菊座組か?
31	青銅	8.5 cm	不明・不明・不明



31

『東北樹業自動車洗染組報告書』より

〈縮尺1/2〉

第7図 古鏡集成VI

〈報告〉

しろざか

森吉町白坂遺跡で発見した縄文人の足跡

— 切り取りから保存処理まで —

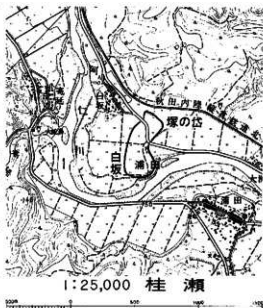
高橋 学

はじめに

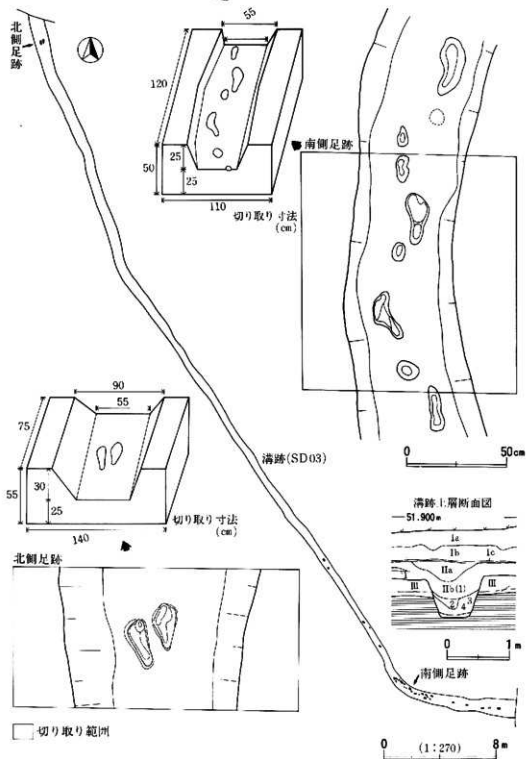
北秋田郡森吉町浦田に所在する白坂遺跡は、県営幽場整備事業に係わり、1992・93年発掘調査が実施された。調査の結果、本遺跡は、東隣に隣接する塚の岱遺跡をも含む、縄文時代の大规模集落跡であったことが明らかとなった。しかも大きく3時期の複合遺跡であることも判明したのである。それは、前期後葉を中心とする時期、後期前葉を中心とする時期、そして後期末～晩期中葉前半の時期である。前期については、明確な遺構は確認されていないので、現状では散布地として扱う。後期前葉の時期は、遺跡の両側を中心として、堅穴住居跡、獨立柱建物跡、土坑、土器埋設遺構等で構成される集落跡で、推定面積約47,000㎡である。また後期末から晩期中葉前半までの集落跡は、遺跡北部の周囲が、沢、段丘岸などの自然地形により画され、獨立丘状を呈する区域に位置する。この時期の集落は住居跡、土坑、溝跡、柱穴列、及び自然の沢を利用した“捨場”等で構成されることが確認できた。

後期末から晩期中葉前半に営まれた集落は、その自然地形を生かした上で、溝跡、柱穴列等の施設を構築することにより、縄文時代としては確認例の極めて少ない区画施設を有する集落であったことが判明した。しかも、溝底面より20歩以上の足跡も確認できたのである。足跡は、秋田県内では初めての発見例であり、その重要性から、足跡の一部を切り取り、屋内展示することにしたのである。

本文は、白坂遺跡で発見された足跡について、その発見、切り取りから保存処理工程を経て展示に至るまでの約1年の、まさにその足跡を辿ろうというものである。



第1図 遺跡位置図



第2図 溝底面より発見の足跡

1 足跡の発見

足跡が見つかった溝跡は、1992年の第1次調査（北調査区）において検出されたものである。規模は、その幅、深さとも最大値で1.1m、逆台形様に掘り込まれている。およそ南北に延びる溝は、両端部とも調査区外に及ぶため、全体の長さの確認はできなかったが、少なくとも96mには達する（写真1～3）。溝は、自然の沢に形成された“捨場”を構成する第Ⅲ層面を掘り込まれ、これが廃棄の後に第Ⅱ層土が堆積したことを確認している。捨場の第Ⅱ・Ⅲ層は、晩期前葉～中葉前半の遺物包含層である。このことから、溝は間違いなく晩期に属する施設であり、その溝底部に刻まれた足跡もまた晩期の縄文人のものと言える（写真4）。

では、どういう状況で足跡は、発見されたのであろうか。その鍵を握るのは、溝に最初に堆積した薄い炭化物層（第2図溝跡断面図の第4層）にある。溝跡に限らず遺構の調査は、その内部に堆積した土を上層から面的に少しずつ掘り下げていく。土色・土性に変化があるとなおさら注意して掘る。この4層土を除去すると溝底面が見えてくる。しかし部分的に、まだ炭化物の黒いシミが楕円形や円形に残っていた。実はこれが足跡であったわけだが、この時点では、



写真1 溝跡確認状況（南東→）



写真2 溝跡断面（南東端、西→）



写真3 捨場調査風景、左端が溝跡（南→）



写真4 溝跡底面発見の足跡（南側足跡）

その認識は全くなく、早く完掘、清掃して溝跡を含む全景写真を撮らねばと考えていた。清掃は、溝跡の北側から行うことにし、作業を始めた。

最初に、楕円形をして2つ並んでいる黒色のシミを掘る。ごく浅い。しかし何かの形に似ている。「足跡・・・、まさか」と思いつつ、小さなスプーンを事務所からもってきて、炭の詰まった土を除いていった。するとどうであろうか。素人目にも指、上踏まず、踵が分かるではないか。しかもこちらが左足、右足は左前方に滑っている。つま先を北に向け、足を揃え立ち止まっているようである(写真5)。10月6日、午前のことであった。

とすると、他の黒色炭化物のシミも足跡かもしれない。溝中央部では、黒色のシミの見られない所もある。もう一度溝底面全体を精査する。その結果、黒色のシミは、溝北部では最初に掘った2例のみで、残りは、南部から東に折れ南端部にかけて28例ありそうである。やはり中央部では確認できなかった。今度は、掘り下げる前に写真と1/10の図面を作製する(写真6、7)。

次いで、南側の足跡を掘る。これも浅い。土踏まず、踵はなんとなく分かる。ただ指ははっきりしない。最初にこの窪みを掘っていたら、果たして足跡と認定していたであろうか。清掃前時の小さな凹凸の間に炭化物が入り込んだだけと判断し、目的意識なく、移植ペラ等で粗い



写真5 北側足跡完掘、上が左足



写真6 足跡確認状況(線内に炭化物充填)

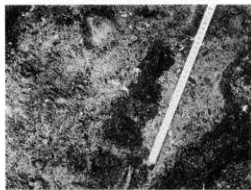


写真7 足跡確認状況



写真8 捨場調査風景(ぬかみりの中の調査)

掘り下げをしていたら、「溝底面には、ほぼ平坦であるが、楕円状の小さく浅い窪みが幾つか認められる」といった記載で終わっていたかもしれない。それを思うと、足跡発見は、その直上を覆っていた炭化物層と幸運が重なった賜物と言えるのかもしれない。

溝南側は足跡らしき黒色のシミがまさに点々と残る。慎重な掘り下げの結果、足跡はいずれもつま先を北に向け、歩いている状態、立ち止まっている状態が認められ、最初に掘った北側の足跡と合わせて、同一人物が、溝の中を南から北に向かって、途中立ち止まりながら歩いていた様子が目に浮かんでくる。それぞれの足跡は、その大きさの明確な13点の平均で、長さ23.46cm、最大幅10.13cm、踵部幅6.08cmとなる。また歩幅は、51～68cmである。

一方、黒色のシミのうち足跡と認め難い円形の窪みも存在する。何の痕跡を示すのであろうか。これらは径10cm前後で椀状に窪んでいる。しかも南側の窪み4点は間はそれぞれ60cm前後の等間隔を保ち、溝中軸線上に並ぶ。足跡との位置関係からこれは歩いていた人が持っていた棒あるいは杖の痕跡ではないか、と現段階では想定しておきたい。以上まとめると、黒色炭化物のシミのうち、25例は足跡、残り5例は足跡の主が持っていたであろう棒か杖の跡と判断される。

また、もう1つの疑問も生じる。なぜ足跡は比較的堅い地面に残り得たのか、である。この点については、溝が自然の沢内に作られ、いわば低湿地状態に置かれていたことが幸いしたと思われる（写真8）。加えて、通年の湿地ではなく、乾燥と湿潤の繰り返しだったことが想定されることも足跡保存には有利に働いたのかもしれない。これは、出土遺物のなかに未炭化の



写真9 足跡調査風景（南側足跡、北→）

木製品が欠落することから判断された。確かに木製の櫛は1点出土しているが、赤色漆塗りであるために、腐食せず残ったであろう。それ以外の木製遺物は皆無である。これらのことから、足跡は、湿潤状態から乾燥期にさしかかる頃、すなわちある程度のぬかるみの状態の時に刻され、乾燥期を迎える。この直後に炭化物が流入し、さらに上層には遺物を含む土砂が堆積する。比較的短期間に溝が埋まったのは、土層観察から明らかである。短期間に溝が埋まり、足跡がバックされたことが、現状のまま保存できた要因と考えられる。

他方、足跡を刻んだ地山面にも要因がありそうである。それは足跡の確認できた区域と確認できなかった区域の土質の差からも読むことができるかもしれない。すなわち最初に確認した北側の足跡と南側の足跡の間約12mではこれを発見できなかった。最初に足跡を確認した時点で、他に溝内に足跡があるという意識的な精査にもかかわらず発見できなかった。これは歩いたけれども痕跡が残らなかったことを意味する。足跡の空白区域の地山は、砂質の強い粘土層であり、粒径が比較的揃った均質な層である。一方北側の足跡と南端部の足跡周辺の地山中には準大かそれ以上の礫を多く含み、前者とは比べものにならないくらい不均質である。また南側の足跡周辺は、溝底面が地山面まで達しておらず、第IV・V層面に足跡が刻まれたことになる。特にIV層は遺物包含層であり、遺物・小礫を含む不均質な層であり、全体的に土層の締まりは弱い。このような土質の違いも、遺構としての足跡が発見できた所、できなかった所に分かれたものと思われる。

そして10月30日、足跡を溝を含めて切り取りすることが決定したのである。



写真10 足跡調査風景（南側足跡、東→）

2 切り取り工程

足跡を切り取るにあたって問題はいくつかあった。第1にどこの足跡を切り取るか、第2にどのように切り取るかである。そして発掘調査終了直後から予定されている圃場整備工事との係りである。

結果的に足跡は2箇所を切り取りすることにし、その方法は、1976年に県内では初めての切り取りを行った鹿角市堀忍沢遺跡の製鉄炉や他県の事例などを参考にして、自力で行うこととなった。また天候や、工事開始時期の関係から、足跡搬出日を11月27日に設定して実施することにした。

切り取る足跡は、1つは、最初に発見された北側の立ち止まった状態を残す一対で、以後北側足跡と呼ぶ。いま1つは、南側で確認され、歩いている状態でしかも杖と思われる円形の窪みも見られる所で、これは南側足跡と呼ぶ。それぞれの足跡の位置と、切り取りした大きさは、第2図のとおりである。なお、その他の足跡については、写真、1/10図面、シリコンあるいは石膏による形取りを行っている（写真11、12）。



写真11 シリコンを用いた型取り



写真12 取り上げ後のシリコン型



写真13 足跡周囲をスコップで掘り下げる（北）



写真14 パワーショベルで掘削（南）

切り取りに先立ち、遺構表面を硬化させておく必要がある。それは、切り取り、搬出時等の主に振動から生じるであろう土の剝落・崩落を防止するためである。表面硬化には、アクリル系合成樹脂（クリア）、硬化剤（クリアグラント、AU21）、シンナーを一回に200cc、30cc、170ccの割合で混合させ、さらに土が光沢を帯びるのをいくらかでも防ぐためにつや消し（フラットベース）を5cc加え、これをスプレーガンで吹き付ける。およそ30分間隔で数回吹き付ける。この後、24時間乾燥させる。

切り取る範囲を設定して水系を張り、その周囲の土を除去する。当初は人力（スコップ）で掘り下げていたが（写真13）、基盤層が砂礫を多く含む固い土層であるため、途中から重機（パワーショベル）での掘削に切り替えた（写真14）。重機での掘削にあたっては、水系の外側1～1.5mのところまでとし、その内側については、人力（スコップ、移植ベラ等）で慎重に削りだした。この時分は、天候不順の日が続き、垂木や長木で屋根を作り、上にビニールシートを架け作業した（写真15）。削りだした四側面の剝落防止のため、この面を硬化させる。土面にガラスクロス（薄手）を貼り付け、その上からファイバー液（ポリライト）、硬化剤、促進剤を一回400cc、15cc、3ccの割合で混合させ、刷毛で塗る（写真16、17）。同様の作業をも



写真15 足跡の上に屋根を架け、雨に備える（南）



写真16 ガラスクロスの上にファイバーを塗る



写真17 手前にストーブ、ファイバー硬化促進



写真18 ファイバーで固められた足跡側面（南）

う3回繰り返す。この上に厚手のガラスクロスを張り、再び同様の混合溶液を刷毛塗りする。この作業ももう2回繰り返す。都合クロスは、薄手4枚、厚手3枚貼り付けられ、ファイバーで固められたことになる(写真18)。

足跡の切り離し時の安全性と、運搬時の崩れを防ぐためにファイバーで固めた4面に厚さ15mmのコンパネで枠を作る(写真19)。四隅はL字のアンクルで固定(ビス留め)する。ファイバーとコンパネの間には緩衝材(グラスウール断熱材)を詰める。

コンパネで閉まれた底の部分は、幅約20~30cmで土を掘り、コンパネと3.5寸角材をあてがい土の落下を防ぎながら徐々にコンパネと角材で全面を覆う(写真20)。土下面とコンパネの間に隙間があく場合には土やグラスウールなどを充填する。

クレーンで吊りやすくするために、更に底に角材を入れ、固定する。この角材にワイヤーをかけ、クレーンで吊りトラックに積み込み(写真21、22)、埋蔵文化財センターへ運搬した。予定どおり、11月27日午後、吹雪の中での搬出作業となった。

同日夕方、ちょうど100kmの道程を経てセンターに到着する。センターでは足跡の木枠に合せて特注の鉄製のキャスター付台車が用意されていたので、これに乗せる。これから厳冬期

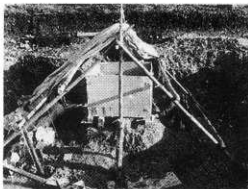


写真19 側面にコンパネで枠を作る(南)



写真20 底面の崩落防止のためのジャッキも使用



写真21 吹雪の中での足跡の吊り上げ(南)



写真22 1tトラックに積み込む(北)

を迎えることから、保存処理は春まで待たねばならない。この期間、足跡はセンター管理棟と収蔵庫の間の渡り廊下に置かれた(写真23)。ここは風よけの簡易な囲いはあるものの、屋外と同じで、気温は、低いときは -10° を下回る時もある。切り取った足跡にとっては、気温の低さより寒暖の差が亀裂などを生じさせる元凶となると思われた。このことから足跡の木枠内に温度計を付けたヒーター、これはペット用パネルヒーターで性能は30W、を取り付け、なるべく庫内の温度を一定に保つよう注意を払った。

年が明けて1993年4月、白坂遺跡の第2次調査が行われる。足跡の見つかった地点の約200m南の調査区である。ここでは、縄文時代後期前葉を中心とする掘立柱建物跡、土坑などの遺構を検出した。調査対象面積が小さく、発掘自体は5月末で終了した。

3 保存処理工程

第2次調査終了後の6月18日より保存処理作業を開始する。土中に含まれる水分が亀裂を生じさせる主因となることから、できるだけ多くの土を除去する必要がある。そのためには、足跡を一旦反転させた上で作業をする必要がある。

まず北側足跡から始める。反転による土の崩落を防ぐために、溝内の空間を埋めなければならない。しかも遺構面と密着させなければならない。空間を埋めるために発泡ウレタンを使用することにした。しかしその前にしなければならないことがある。後で土をできるだけ多く除



写真23 足跡の冬期間の保管場所、渡り廊下
(左：北側足跡、右：南側足跡)

去するためには、硬化させた表面ぎりぎりまで土を取り去ることが理想である。そのため、1.5寸の釘をおよそ20~30cm間隔で打ち、裏面からの除去作業の際の指標とする(写真24)。

次いで空間の充填である。足跡を含む小さな凹凸は、充填材との密着を不完全にする可能性が高いので、まず凹部にラップを敷いた上にシリコンを流し込み、平坦にする(写真25、26)。シリコンは柔軟性があり、多少の変形も吸収してくれると考えたからである。この上に、後で



写真24 白く点々と見えるのが1.5寸釘(北)



写真25 ラップの上にシリコンを流し平坦に



写真26 前同(25:北、26:南)



写真27 足跡保護のため画仙紙を水粘する(南)



写真28 画仙紙の上をビニール袋で覆う



写真29 前同(28:北、29:南)

充填するウレタンから遺構を保護するために、拓本で使用している画仙紙を水貼りする(写真27)。画仙紙は二重にし、さらに上に新聞紙を重ね、また後でファイバーを取り易くするため、この上に薄い大判のビニール袋(ゴミ袋)を敷いた(写真28、29)。発泡ウレタンの注入の番である。発泡ウレタンは、2液式ワンタッチ発泡ウレタンフォーム(クイックライトII、A液ポリオール400gとB液イソシアネート440g、スプレー缶入り)を10缶用意していたが(写真



写真30 使用した発泡ウレタン(スプレー缶)



写真31 ウレタン10缶で間に合う予定だったが



写真32 16缶でようやく充填完了(北)



写真33 反転に備え補強(北)



写真34 角材の一部が脱落するも影響なし



写真35 反転成功(北)

30)、気温が低いいためか、うまく発泡してくれず”(写真31)、当初予定より多くのウレタンが必要になった。もう6桁注入、都合16桁で充填完了した(写真32)。

北側足跡上面をコンパネで蓋をし、回りを角材などで囲い、L字金具、番線、ターンバックルなどで補強する(写真33)。6月24日、本工程最初のやまである反転を実施。これに失敗すれば、今までの苦労は一瞬にして水泡に帰すことになる。クレーンで慎重に反転させた。木枠外側の角材は、一部脱落する(写真34)。もっと頑丈に補強しなければならない。それでも反転は成功(写真35)。緊張しながら底板を外す。平坦な上が見える(写真36)。陥没等は認められず、今のところは大丈夫のようである。

足跡下の土を除去し始める。砂質で小礫を多く含んでおり、掘りづらい。移植ベラでは歯がたたないので、大きなドライバー、釘抜き、シノー等で削り出すように作業していた。突然、溝底面から側壁の立ち上がり部分と思われる所に径8cm程の穴があく。拳大の礫が作業時の振動で下に、すなわち足跡表面側にずり落ち、穴があいたようである。この部分はウレタンが遺構面まで行き渡っていなかったことになる。しかし足跡本体からは僅かにずれているようであり、被害は最小限に留まった。とりあえず、穴にはファイバーで蓋をし(写真37)、これ以

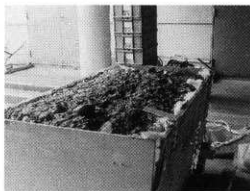


写真36 足跡裏側の土、砂礫多い(北)



写真37 穴のあいた所にファイバーで蓋をする

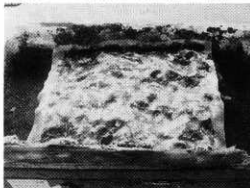


写真38 足跡裏面の土除去後ファイバーで硬化

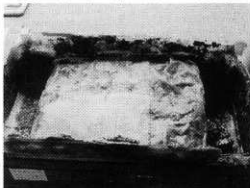


写真39 溝両端部もファイバーで硬化(北)

上穴が大きくなるように処置した。しかしこれ以上土を除去するのは危険がある。結局、上削りだしの指標としていた1.5寸釘は数本しか確認できず、部分的に土は厚く残ってしまった。北側足跡裏底面を強化するため、ガラスクロスを貼り、ファイバーを塗る(写真38、39)。これを都合3回繰り返す。次いで、土を除去した後に残った回りのコンパネ、ファイバーを切断する。ファイバーは固くてなかなか切れない。電動丸ノコ、電動ドリル等なども使用したが刃がすぐにだめになり、しかも効率もよくない。最終的には手動のノコギリが一番のである。底部に貼ったファイバーは、小礫の凹凸もあり、平らではない。そこで詰め物をして平坦化させ、コンパネを敷き、再び反転に備えて角材等で補強する(写真40)。

北側足跡の再反転と南側足跡の最初の反転を同時に行うべく、南側足跡も溝内の空間にファイバーを充填させる。北側での反省から、両仙紙水貼りの際の密着に特に神経を使う。前回、ファイバーを予想以上に使ってしまったので、今度は体積をかせぐためエアーキャップなどのビニールを丸めて中に入れた上に発泡ウレタンを充填させる方法を採用した。外枠にコンパネと角材で固定する作業は、北側足跡で一度経験しているので、手際よくできた。これで2つの足跡とも反転の準備は完了する。



写真40 再びコンパネ、角材で蓋をする(北)



写真41 再反転、成功する(北)



写真42 溝内のウレタンを取り除く(北)



写真43 南側足跡裏側の土、砂質

7月2日、クレーン車を用意し、足跡2点反転。先に反転してあった北側足跡は再び元の状態となる(写真41)。作業途中で穴のあいた北側足跡はやはり心配である。上面のコンパネをはずし中の発泡ウレタン等を取り除く。思ったようにウレタンはなかなか取れてくれない(写真42)。穴のあいた部分は予想どおり足跡からずれていたため一安心。しかし、反転前より亀裂はやや大きくなっているようである。南側足跡はその重量の割りには比較的順調に反転できた。

南側足跡裏のコンパネを外し、土を除去する(写真43)。北側と異なり砂質であり、礫はあまり入っていない(写真44)。その分作業は早い。10cm程下がると次第に粘土質となり礫も混じる。礫の量は少ないが、北側より大きな礫が入っている。足跡直下では1.5寸釘が見え、ここで掘り下げを終える。溝底面部分を先にファイバーで固める。その後、溝両脇の土を掘り下げる。大きな礫があり思うように掘り下げられない(写真45)。一応掘り下げを終え、その他の部分もファイバーで固める(写真46)。これだけの作業を一日でできるとは思っていなかった。

南側足跡は、ファイバーで固めた裏面に北側足跡反転の際使用した発泡ウレタンを細かくして詰める(写真47)。この上にコンパネを被せ角材で箱を作る。電動ドリルで穴をあけ、中に発泡ウレタンを注入する。この後、再びクレーンで反転してもらう(写真48)。正位置に戻る。



写真44 裏側の土を除去、掘りや易い(南)



写真45 人頭大の礫が入っていた(南)



写真46 足跡裏面をファイバーで固める(南)



写真47 裏面に細切ファイバーを詰める(南)

中に入れていた発泡ウレタンは、回りにくっつかないようにビニール袋を下に敷いていたためうまく剥がすことができた。これで足跡の回りのコンパネもようやく取り外せる。

北側足跡の周りの余分なファイバーなどはガスバーナーで焼き切る方法が良さそうである。しかし、煙と有毒ガスが発生するためこの方法は断念し（写真49）、ノミとカナヅチで少しずつ削り取ることにした。この方法は時間はかかるが確実に余分なファイバーを取り除いてくれる。ところがこれにも問題はある。作業時に削り取ったファイバーのチップが作業者の顔面に向かって飛んでくるのが難点であった。

北側足跡表面の亀裂等の補修を行う。乾燥により土は、特に表面は強く締まっていたが反面全体的に縮まり、土とファイバーとの間、足跡表面にも大分亀裂が進行していた。そこで、イソシアネート系合成樹脂（サンコールSK50/シンナー5%）と土を練り合わせ、亀裂およびその周辺に塗る。足跡周辺の土を採集してはいたものの、どうしても後で塗った所は、微妙に色調が異なる。そこには、ブラウン系の着色ニスなどで色調整する。一方、南側の足跡は、北側に比べると亀裂少なく補修の箇所は少ない。

側面に土を貼付ける作業を行う。ファイバーの側面は白く（写真50）、体裁上の問題ではあ



写真48 南側足跡再反転



写真49 黒い部分がバーナー使用箇所、失敗

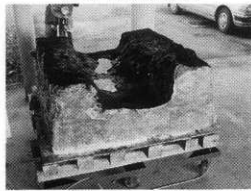


写真50 ファイバーで固めた側面は白い（南）

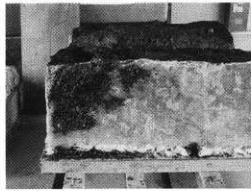


写真51 左側より土を貼付けし始める（南）

るが、この面も土色にしたほうが展示の際、映えると考えたからである。貼付には、亀裂補修と同様に、サンコールSK50に土を混ぜたものを使用した（写真51）。この面についても、質感を出すために着色ニスやスプレーペンキなどで調整を行っている。

台車との足跡の間にはクレーンで吊り上げる関係上、角材が挟まったままであり（写真52、54）、展示を考えるとこれを外した方がよいとの判断からフォークリフトを用いて角材を外すことにした（写真53、55）。台車は、サビ止めの赤色塗料が塗られているが、ここにも側面と同じ土色に着色する。ここで一応、保存処理作業は終了する。既に12月に入っていた。

4 展 示 へ

12月7日、いよいよ足跡を展示室（特別収蔵庫）に運ぶ。状態の良い南側足跡を展示することにした。仮置していた渡り廊下から、駐車場を通して展示室東側のドアから搬入させた（写真56）。展示した足跡には、「縄文人の足跡 森吉町白坂遺跡 縄文時代晩期 今から約3,000年前」のプレートを付している。



写真52 足跡と台車の間に角材挟まっている



写真53 左同、角材抜き取り後（北）



写真54 上同、角材が景観を損ねる（南）



写真55 左同、角材除去、台車にも土を貼る

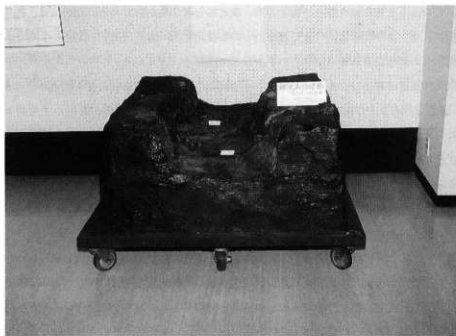


写真56 特別収蔵庫に展示

一方の北側足跡は、処理したとはいえ、南側のそれと比べると、亀裂が多く入っている。土中に水分がまだ多く残存していると思われる。このままでは亀裂がさらに進行する恐れが大きいため、エチルアルコール（消毒用エタノール）を用いて、脱水、乾燥を実施することにし、軽くなった足跡を収蔵庫に運び入れる。足跡にはビニールで覆いをし、その状態を確かめながら、アルコールの補給を行う。この作業は、現在も進行中である。

おわりに

案内では初見となる縄文人の足跡の発見から、より多くの方に実物を見ていただくという趣旨で、足跡の切り取りを実施した。その切り取り、保存処理等の作業は、殆ど前例なく、多くの方々の知恵を拝借して遂行できたものである。いや、保存処理については、脱水作業、今後もし生じるであろう亀裂の補修等々、これからが正念場となるであろう。定期的な観察を通じて、何とか永久展示できるよう努力したい。またこの記録が、将来同様の事例が生じた際のいくらかでも参考になれば幸いである。

文末ではあるが、足跡の切り取りについては、特に藤岡光男氏、志田良夫・友子ご夫妻、保存処理では藤原堅晃氏にご協力いただいた。記してお礼を申し上げる次第であります。

(講演) 米代川流域の中世社会

遠藤 巖

1 はじめに -話題の限定-

ただ今、富樫先生からご紹介いただきましたように、19年間秋田でいろいろとお世話になりましたが、この4月から宮城教育大学に配置換えとなった、遠藤と申します。秋田を離れるに際して、この会でも御挨拶してゆくよう要請され、場違いを承知のうえで、本日参上いたしました。私の専門は、文献史学という立場にあり、本日の埋蔵文化財発掘調査報告会には似つかわしくありません。それにもかかわらず、本日の会場が米代川をふまえた大館市であることや、報告も中世期の遺跡に関するものが多くと承りましたので、米代川流域地方には不勉強ながら、あえて表記のようなテーマを設定し、文献史学の立場から少々のことをお話させていただくことにします。なお、ただいま極度の花粉症のため、聞き取りにくい話になると思います、レジュメをお配りしてありますので、それに即して話を進めたいと存じます。

まず、レジュメ冒頭に「今回の各報告にみられるような遺跡調査等によって確認される当地域の中世社会の背後にはどのような制度・秩序が横たわっていたのか、という国家側からの制度史を軸とした構造論を概述する予定」と、本日の話題を限定し、その上で更に、「なお日本封建社会については、種々の説があるが、10～11世紀＝王朝国家社会、12～13世紀＝権門体制国家社会、14～16世紀＝封建王制国家社会の構造ととらえ、ここまでを“中世”とし、豊臣政権を経て17～19世紀＝幕藩体制国家の「近世」社会となる、とみる見解側に私はたっている。本日は今回の各報告との兼ね合いや時間的な都合上から、この700年間にわたる中世期のうち、①米代川流域に陸奥国比内郡・鹿角郡、出羽国河北郡等の施行された12世紀初頭期と、②河北郡が檜山郡、西浜が合浦、陸奥国比内郡が出羽国秋田郡に再編成される16世紀との、二つの時期のみに焦点を絞る」などと、時代までも限定しています。

このようなことを突然に言われても、困惑されるかもしれません。「国家側からの制度史を軸とした構造論」というと大袈裟ですが、例えば、本日の会でも報告された城館跡とか、その他の遺跡調査とか、発掘調査などによって知られる事実の背後にある制度や社会的仕組みとはどのようなものであったか、というような話なのであります。

ご承知のように、どこの地域でも、地域住民は、その各々の地域で生きぬくために、自然風土と共に逞しく生活してきましたし、そのために、周りの人々と力を合わせて、種々な約束事を取り交わし、一定の在地秩序も作ります。ところが、この秩序に対して、国家のような権力

が関与してくると、地域住民には種々の問題が生じてくるわけです。例えば、現在、7割自治とか8割自治とか言われる時代となっていますが、残りの中央の持つ権限が非常に大きい比重を占めており、各自治体ではプラス・マイナス両面でいろいろと中央政府に対して奔走しているわけです。中世という時代はどうだったのか。それを問題にしてみたいのです。

近年、地域住民の立場からみた地域史研究の必要性が強調されていますが、この研究も、地域住民の創ろうとしている地域社会と、それを外側から包み込もうとする権力と、双方がどのように関わってきたのかを明らかにしながら、外側の権力を地域側でどれだけ相対化できるかについて模索することを一つの目標にしています。また、そのために、制度史研究も不可欠であると強調されています。地域社会を取り巻いている種々の制度的な枠組みを確認することで地域住民の政治的営みを追求する。つまり、そこでも、究極的には、国家権力をどうしたら相対化できるかを一つの目標にしています。地域史研究も制度史研究も、地域住民にとってあるべき地域の姿を解明しようとする点に焦点をおいていると考えています。本日も、このような立場から、米代川流域を含むこの地方の中世的な制度的実態について私共がどのように考えているか、という話になるということでもあります。

また、日本史における時代区分論となると、中学校や高等学校の日本史教科書では、いわゆる奈良・平安朝期までを古代、鎌倉期から戦国期までを中世、織豊期から江戸期までを近世として扱っています。しかし、ここ20数年來の日本史研究では、国家と人民との政治的な関係如何から時代区分を試みて、奴隷制に基づく国家社会を古代、農奴制に基づく国家社会を封建的な中世・近世の区分法で把握する見方が主流となっていますし、農奴制=封建制の始まりは10世紀からではないかとも指摘されるようになってきました。私もこの立場にたっています。農奴制に基づく封建制の国家社会は10世紀から19世紀の明治近代国家の成立まで1000年も続き、この間に、前期王朝国家、後期王朝国家（院政期国家）、封建王制国家（鎌倉幕府・建武政権・足利家町幕府・戦国期領国制国家）、幕藩制国家などの仕組みを異にする国家社会が興亡するというわけです。このような用語は少々奇異に聞こえるかもしれませんが、古代の律令制国家も近世の幕藩制国家や近代の明治国家も、いずれも歴史用語ではなく、歴史を理解するための使法として設定された学術用語であり、王朝国家以下の用語もそのような一使法として提唱されているわけですが、要はこのような学術上の新用語を設定しなければならないほど、1000年間の日本封建国家社会には大きな変化があるというわけです。その大きな変化は、当然ながら米代川流域の地域社会とも深く関わります。日本史全体の両期と深く関わっている、という前提で、この米代川流域の地域社会についても再検討しなければならない。そのような研究段階に至っている、というべきでしょうか。

それゆえ、本来なら、「中世」というからには、700年間の変化相をとりあげなければなりま

せんが、本日の決められた時間帯では、扱にくいと思ひ、レジュメには、12世紀と16世紀末だけに焦点を絞ると記したことでした。12世紀初期は、米代川流域の地域社会が本格的に中世国家内に編成された時期であり、16世紀末は、近世幕藩制国家社会を迎える直前に、その中世国家との関係で維持されてきた制度的枠組みがどのようになっていたか再度検討しなければならない時期であります。短い持ち時間内では、中世国家にがんじがらめに編成された時期とその終末期に焦点を絞るのが妥当かと考えたからであります。

2 10～11世紀の米代川流域社会をめぐって

まず、この時代から概観します。配布資料の第1図をご覧ください。王朝国家が奥羽に編成した郡を図示してみたものです。ご覧のように、米代川流域以北の地には、未だ国家側による郡郷は施行されておりません。この地域に国家側の統一支配制度をあらわす郡郷制を施行されるのは、あとで紹介する12世紀初期の第2図の段階になってからですが、それまで郡郷制未編成地であるという点が、まず重要な意味をもっています。

皆様ご承知のように、古代国家が律令集権体制を実現するために、大化改新らしいの国郡制再編成をくりかえして、全国的に国郡制の固定化を宣言したのは、養老2年(722)ですが、この段階では、陸奥国で宮城郡以南の16郡、出羽国で出羽郡以南の4郡しか郡郷に編成しておらず(第1図で下線を施した郡)、その北方には広大な未編成地=蝦夷(エミシ)地が存在していました。そこで、律令国家では、全国的には国郡制の固定化を宣言しながら、奥羽両国に対してだけは例外措置を講じ、南側の接壤地から順次郡郷に編成してゆくことを宣言します。いわゆる「蝦夷地開拓」であり、国家権力刺き出しの「蝦夷征伐」を伴う奥羽両国拡大策であります。本日は古代の状況を扱う時間的余裕がないので具体相は省略しますが、律令国家の命運をかけて「開拓」した結果が、第1図に示された範囲内の郡郷であったということになります。陸奥国では斯波郡までの39郡、出羽国では秋田郡までの11郡であります。

米代川流域以北は令制郡未編成の蝦夷地として、律令～王朝国家では、蝦夷地の人々の共同体を「村」として認識し記録にとどめています。例えば、次のような周知の史料があります。

①『日本後紀』 弘仁2年(811)7月29日条

出羽国、奏す。「邑良志閉村の降俘、吉弥侯部都留岐が申して云ふ。「己等と武藤體村の夷、伊加古等と、久しく仇怨を構ふ。今、伊加古等が、兵を練り衆を整へて、都母村に居り、幣伊村の夷を誘ひて、將に己等を伐たんとす。伏して兵糧を請ひ、先じて襲撃を登さん」てへり。臣等商量するに、賊を以て賊を伐つは、軍國之利なり。仍て米一百石を給ひて、其の情を奨め勵まさん」と。之を許す。

②『日本三代実録』 元慶2年(878)7月10日条

出羽国の飛驒、奏して曰く。「正五位下守右中辨兼權守藤原朝臣保別、國に到り、向前の行事を察して行軍の籌策を運し、權掾文屋眞人有房（中略）を遣して、秋田河の南に屯し賊を河北に拒ぐ。亦た、秋田城下の賊地は、上津野・火内・樺淵・野代・河北・敵本・方口・大河・堤・姉刀・方上・焼岡の十二村なり。向北の俘地は、添河・霸別・助川の三村なり。（中略）誠を以て非常に備へん」と。是日、勅符して曰く。「去月廿八日の奏状、今日到来せり。賊中の消息、委曲具に至れり。其の事實を指し、見知すべきに足る。夫れ、夷狄を以て夷狄を攻むるは、中國の利なり。（中略）便に従軍せしめよ」と。

①は、邑良志閉村の降俘吉弥侯部都留岐からの訴えをうけて都留岐への援助を申請してきた出羽国司大伴今人に対して、朝廷が認可を与えた史料であり、②は、史上有名な元慶の乱の餉を示す史料であります。史料に傍線した村について、第2図と対比していえば、貳薩禮村と都母村は糠部郡、幣伊郡、上津野村は鹿角郡、火内村と樺淵村は比内郡、野代村と河北村や方上村は河北郡、敵本村と方口村は小鹿島に該当し、大河・堤・姉刀・焼岡の4村と添河・霸別・助川の3村はいずれも秋田郡に含まれていたと考えられます。また、邑良志閉村は、近世期の北秋田郡荒瀬村との語呂合わせから阿仁地方かと指摘されてきましたが（古田東伍『大日本地名辞書』）、近年は、例えば、律令国家が御幣を祀る神社として神名帳に登録した奥羽領内の神社中に陸奥国胆沢郡於呂志神社や栗原郡遠流志別神社のある例などもあげながら、オラシベとは、アイヌ語で「水溜まり」を意味するオラ、「大きな川」を意味するシベツに語源をもち、大きな川が合流してできた水溜まり地帯、盆地状の地を意味していたと解釈し（鷹巣の小猿部地域は鹿角郡の尾去沢と同じくオサリ・ベツのアイヌ語を語源とします）、また、都留岐が貳薩禮・都母・幣伊の夷と対立しながら、出羽国府に訴え出たのであれば、山羽国府と養給関係下にあった降俘（律令国家に降った蝦夷で俘囚のこと、俘も囚も「トリコ」という意味で、律令国家に帰附した蝦夷をさす）であり、都留岐の住む邑良志閉村とは、鷹巣盆地・大館盆地・鹿角盆地のいずれにせよ、米代川流域の蝦夷村であったと考えられています。

事件に関わった村だけを記載した史料なので、これは当時存在していた蝦夷村すべてを示しているのではないでしょう。しかし、この史料から、行論上、さしあたり3点に注目しておきます。第1は、蝦夷・俘囚村がすでに令制郡に編成されていた秋田郡の内にも存在している小共同体のようにみえながら、他方の令制未編成地では、12世紀編成の郡名と一致するような蝦夷村もすでに成立している、という点です。第2は、令制未編成地の蝦夷村とはいっても、邑良志閉村の吉弥侯部都留岐を「降俘」いい、上津野村以下の村を「秋田城下の賊地」といい、そして事件が出羽国府を通じて朝廷に報告されているように、更にまた、野代村に秋田城の出先機関である野代宮をも設けていたように、米代川流域の地は山羽国～秋田城の養給下におかれていた、という点です。そして第3に、律令国家による蝦夷村への対応が、「賊を以て賊を

伐つは軍國の利なり」(①史料)、「夷狄を以て夷狄を攻むるは中國の利なり」(②史料)というように以夷制夷策を基本としてうち出されていることであります。

蝦夷饗給とは、今泉隆雄さんの研究(『蝦夷の朝貢と饗給』『東北古代史の研究』1986年)で強調されたように、国家の北方政策上でもっとも重視された蝦夷懐柔策でしたが、饗給を構成する饗宴と禄物賜与のうち、特に後者は蝦夷社会を令制郡編成地なみに近づける契機ともなっています。例えば、禄物として賜与される米穀は蝦夷社会内での稲作への意欲を高め、同様に、布は奥布生産、鉄は農具改鋳、器物は土師器窯・須恵器窯造立への契機となったことでしょう。以夷制夷策も、都留岐が援助されたように(①史料)、米代川流域の蝦夷族長は奥方の蝦夷対策上から取り立てられる場合が多かったとみられ、饗給のほかに位記なども与えられて、有力族長を中心とする共同体統合も進みやすかったとみられます。後の郡名と一致するような蝦夷村がすでに見えているというのは、そのような状況を暗示しています。9世紀での須恵器生産を伝える能代市十二林窯や土師器窯、および稲作遺跡など、考古学の調査研究によって近年次々と解明されている事実は、なによりの証明となっています。

9世紀末に菅原道真が編纂した『類聚国史』によると、蝦夷・俘囚は、大和国の国標、薩摩国の卑人・多弥、大隅国の彼伎、南嶋などと共に風俗部に位置づけられ、殊俗部に列記された渤海・靺鞨・肅慎・高麗・耽羅などの国外異民族とは区別されていますので、国外異民族ではなく、国内服属辺民扱いであったことが分かります。律令国家では、令制未編成の北方の蝦夷までを国内服属すべき辺民として認識し、蝦夷の俘囚化と俘囚の内民化とを進めながら、郡縣制に編成してゆく、という方策をとっていたことを示しています。従って、律令国家が長続きすれば、上述のように、米代川流域では令制郡編成地域ともかなり類似した社会構造をも進展させ、郡を施行できるような状況にまで至っていただけに、いずれ郡縣制を施行したはずであると考えられます。

ところが、10世紀の王朝国家の段階となると、国家の北方政策が変わります。基本的には蝦夷融和策を掲げながら、現実には、秋田郡など管内の俘囚と、米代川流域や津軽など奥地の夷狄、更に現在の北海道とみられる渡島の夷狄とを、それぞれ区別し分断して対応するという政策をとり、殊に秋田城と鎮守府胆沢城を夷狄むけの軍政機関として強化し、このなかに以夷制夷策を適用して、軍政機関の有力在庁に俘囚長を制度化しようとするのです。蝦夷を閉鎖的な蝦夷社会のなかに押し込めようとする政策ともいえます。大きな変化です。当然ながら、米代川流域など蝦夷地に対して郡縣制を編成する方針も中止されますし、蝦夷も、『類聚国史』との関連でいえば風俗部扱いから殊俗部扱いとなるような変化を伴いながら、訓みもエミシからエゾにかわるようにさえなってゆきます。

王朝国家では何故にこのような北方政策をとったのか。いろいろな理由がありますが、本日

は3点だけをあげておきます。

第1は、大陸情勢との関連です。ご承知のように、日本や新羅などの東アジア古代国家の支えとなっていた中国の唐帝国が9世紀中頃から衰退して、906年に遂に滅亡し、漢民族を中心とした次の宋帝国の成立する979年まで、中国では五代十国時代という分裂国家時代となります。918年には新羅国が高麗国にかわるように、東アジアの国々では独自の国家社会を模索しはじめますが、殊に中国の黄河流域の国や高麗国および日本にとっては、916年に契丹国を建国し、926年に渤海国を併合、946年に後晋国を併合して国号を大遼国と改めるような、北アジアにおける契丹族の動向を念頭におかざるをえません。939年に関東で挙兵した平将門が、大陸での契丹族の例をあげて力の正義を主張したといわれるように（将門記）、当時の日本の支配者層には、大陸の北方認識と日本の北方認識を同位相におこうとする傾向が案外にもはびこっているのです。日本北方の最大勢力である蝦夷の同化策は中止せざるをえません。

第2は、その蝦夷の動向です。9世紀の蝦夷融和策のもとでは、国府や秋田城・胆沢城に帰附して養給にあずかろうとする者は増加する一方であるし、それをめぐって反乱という事態まで続発していました。元慶の乱はその最たる事件ですが、平将門の乱の最中にも奥地の賊徒が異類を率いて秋田郡を攻撃したり（貞信公記抄）、946年には秋の坂丸なる族長が鎮守府將軍平貞盛の使者13人を攻め殺したりしています（日本紀略）。鎮守府將軍の権権範囲と秋という表記からすれば、坂丸は米代川上流域部の族長であった可能性が強いとみられます。国家にとっては、融和策を遵守してばかりもいられません。更に915年には、十和田火山が噴火して、当地方に大量の火山灰を降らせ（扶桑略記）、せっかく順調に進展していた稲作農業などに大打撃となりました。当地方を発掘調査すると必ずみられる火山灰層であり、現在の研究上では十和田a層と標識して遺跡の年代を知るうえでの利点として参考にしてはいますが、当時の人々にとっては迷惑このうえない大被害でした。郡編成への途は遠退きます。921年の政府側による出羽国秋保郡制令など相俟って、陸奥国奥地よりも山羽国奥地で夷狄反乱が続発していたのは、このような風土と生業の変化が深く関わっていたからかもしれません。政府の夷狄認識もいっそう変化せざるをえません。

第3に、国内政策との関連です。王朝国家は、奴隸制ではなく農奴制に基礎をおき、田地を通じて税役を徴収しようとして、全国支配の仕組みを作り替えた国家社会です。農地の開発が国策の基本に設定され、中央から各地に派遣された国守＝受領のもとで、農業を名（＝国衙名＝負名）に編成して、税役收取の要とします。田地は、班田収受法＝口分田扱いの律令時代とは質的に異なって、基準田園という台帳に登録した公田として新しい重要性をおびてきます。この負名編成は新国家の一台事業であり、殊に京都から最遠の超大国たる陸奥国で貫徹することが一目安ともされました（北川抄）。国内田地の拡大と再編成が優先課題とされ、上述の大陸

情勢や蝦夷の動向からして、蝦夷地にまでこの政策を押し拡げようとはしません。そのうえで、必要物資を各地から定量的に徴収して国家財政を固めるために、負名制のうえに交易制を併用し、蝦夷社会にはこの関係を前面にたてて対応しようとしています。これまで朝貢・贖給関係や臨時的交易として入手していた蝦夷地からの熊皮・貂裘・韋鹿皮・独狍皮・狼虎皮・鶯慎羽などの皮革類や夷狄馬・毛布袂布・昆布類などは、奥羽内の砂金・国絹・奥布・陸奥紙・藁草・年料鶴・鷹・犬・漆などの産物と同様に、負名制をふまえた交易制を通じて、奥羽両国から国家に収納させる、という仕組みです。国内政策の面でも蝦夷社会との対応は変化するわけであり

ます。

そして、王朝国家では、予想通りに激しさを増す蝦夷社会との新たな緊張関係に対応するために、鎮守府将軍と山羽城介を特別受領として職權を強化し、その配下の胆沢城と秋田城の軍政機関内に以夷制夷策から俘囚長を有力在庁として位置づけるわけです。奥6俘囚長安倍氏と山北3郡俘囚長清原氏は、このような政策をうけて大きな姿をあらわします。第1図に斜線で示した範囲であり、括弧でくくった岩手郡は奥6郡制の整備に伴って新たに編成された郡であり、奥6郡・山北3郡ともに、俘囚長安倍氏・清原氏に一定の特権をみとめた特別郡であって、決して王朝国家からの独立自治区というものではありません。また、出羽清原氏の場合、もともと雄勝城か「払田柵」の有力在庁として抜擢されながら、上述のような秋田城をめぐる緊張関係の高まりや特別受領山羽城介制の強化につれて、秋田城の守りの要となっていた存在であるとみられます。俘囚長の安倍氏も清原氏も、蝦夷社会との交易制を全うすることが最大任務とされていた存在であった、と私は考えています。

なお、国内服属の俘囚については、奥羽両国だけではなく、各国管内でも特定の役割を担わされています。農奴制に立脚した国家社会に必要な新たな国衙軍制のために、狩猟民としての特性を生かした騎兵隊に組織される場合が多かったようであり、927年完成の『延喜式』諸国山挙正税公廩雜稲条には、35ヶ国にわたって実に多数の俘囚が移配され、非農業民として特定の職能を担わされていた様子が記されています。俘囚は身分化され固定化されてゆきます。奥羽両国だけではなかったのです。近江国玉桂寺阿彌陀像胎内から発見された建暦2年(1212)の父名結縁状に「エノ370人」の名が記されているのも、蝦夷・俘囚の子孫は蝦夷・俘囚であるという身分制が頑なに維持されていた結果を示すものなのでしょう。蝦夷・俘囚の故郷である奥羽以北の地域においては、分担策を伴う身分制の押しつけがさらに強固であったことを想定できると思います。

この政策が米代川流域社会にも影響します。まず、交易制の対象となる産業面での振興をあげるべきでしょうか。例えば、当地域と関わる産物として有名なのが毛布袂布（けふまきぬい）です。袂布は律令国家側の記録では国家側から夷狄への賜与物「狄袂袂布」として記されていましたが、この

狭布に山鳥・野兔の毛などを混ぜて一種の毛織物のようにしたのが毛布狭布（毛布細布・希婦狭布とも表記）であり、寒さのなかで生活する当地域の知恵が生み出し、これを麻・苧を栽培しながら自らの手で織りあげるようになり、交易物の対象とさえます。「錦木は立ちながらこそ朽ちにけり、毛布の狭布胸あはじとて」と、10世紀初期の都を代表する歌人能因が詠んだように、都でも歌枕とするほど注目した産物となっています。「蝦夷の人々は恋する女に錦木を立ててラブコールするが、胸元までも合わない毛布狭布を着ているために、想いは通じないまま、錦木も朽ち果てるのだ」というような内容であり、13世紀の歌人藤原知家の「みちのくの毛布の郡に織る布の、忙しき世にも会ひにけるかな」などのように、恋の歌として多く詠まれています。というより、仏教思想上等から毛皮を着ることなく底冷えのする京都の冬を過ごさなければならぬ貴族達にとって、チャンチャンコのような毛布狭布はいわば必需品であったのかもしれませんが。そして、この「陸奥国毛布の郡」こそ錦木伝説を生み出した鹿角郡であるといわれ、私も同様に考えています。史料上に表れてくる「比内の馬」も、比内が馬産地として振興されていた反映かと考えます。産業面での変化は更に広範です。

例えば、去年、大館市上野遺跡の発掘調査のさいに出上して注目をあびた擦文土器があります。伴出した把手付土器などからみて、時期は11世紀頃とされ、器形や調整法からみて、津軽地方の擦文土器の流れをくみながらも、搬入されたものではなく、米代川流域で製造されたものかもしれない、と紹介されていました。擦文土器は、続縄文土器を使用していた蝦夷社会が土師器など日本側の文化技術と接触するなかで作りあげた、独特の土器であり、一定の農耕生活を営みながら使用した土器である点を特徴としています。律令国家の時代には、北海道南部や青森県一円で使用されていましたが、米代川流域では今回の出土例が初見だとして注目されたわけです。本日も会場に展示されていますので、ご覧になられたと存じます。この擦文土器や把手付土器ひとつからでも、この時代の米代川流域社会が津軽との交流を深めながら、この地に即した文化を育みはじめていた様相を垣間見ることができると思うのです。

青森県埋蔵文化財調査センターの三浦圭介さんの最近の研究（『本州の擦文文化』『月刊考古学ジャーナル』341号、1991年）によると、9世紀に米代川下流域の十二林窯で生産していた須恵器は、10世紀には津軽五所川原の持子沢や前山野目の窯群で生産されて、米代川流域から北は津軽海峡をこえた擦文文化圏まで搬入されるようになったといい、また、この頃には、津軽岩木山麓の空沢遺跡や米代川上流域の堪忍沢遺跡などの製（精）鉄遺跡で生産された鉄器も、この須恵器などと共に、広く擦文文化圏に供給されたのではないとも指摘されています。集落も、10世紀中葉から11世紀末までは、高地性防衛集落と表現できるような、一見すると山城みtainな構えをとるようになったとも指摘されています。米代川下流域右岸部の平泉館とか蝦夷館とか称されてきた館跡も、新たな関心をひきおこすことにもなりました。

また、矢立峠をこえた地点にある青森県の古館遺跡から内耳鉄鍋、陸奥湾に向する蓬田館遺跡からその模倣とみられる内耳上鍋が出土し、時期はともに11世紀後半に属すと見られています。内耳鍋は、内耳にとりつけた把手に鉤をつるして、おもに地床炉で煮炊きするのに用いられ、縄文時代から長いあいだ煮沸用のために必須であった竈を特に要しない特性をもっており、やがて捺文文化を克服しながら蝦夷社会内に成立したアイヌ民族の主要な生活道具になったといわれています。日常雑器も壊れやすい土器から鉄器や漆器を含む木器が主流となり、捺文土器さえも使用されなくなりますが、内耳鍋はその傾向を端的に予告する用具でした。これが当地方でも使用されはじめたということです。

蝦夷社会は蝦夷社会の独自性を核として確実に変貌しています。そして、考古学研究によって一つずつ解明されてきている蝦夷社会の変貌と、王朝国家の北方政策とが、対極にありながら且つ符号一致するように、論理的に解釈できる点が、まことに興味深いのであります。

しかし、この情勢は、またまた王朝国家側の都合によって変化させられます。日本史上有名な前九年合戦（1051～1062）を契機として、米代川流域以北の本州北端部を蝦夷地から外し、郡縣制に組みこもうと考えはじめたのです。この合戦の一要因として俘囚長安倍氏と「奥の夷」反乱との共謀嫌疑があげられたり（今昔物語）、合戦收拾の手段として「宇曾利・鉿屋・仁土呂志三部の奥地俘囚」勢力の動員まで敢行したり（陸奥話記）、合戦終了後にはまた「狄地」に逃亡しただけで安倍正任らを追捕できない事態となってしまうたり（朝野群載）、奥地・狄地が鋭く認識されてきます。合戦後に山羽清原氏が俘囚長家の出自ながら鎮守府将軍に抜擢されて、陸奥胆沢城と山羽秋田城の両軍政機関を統べるようになるもの、奥地の動向に対応する新たな試みであったと考えています。

レジュメに掲載した応徳3年（1086）正月23日付け源頼俊款状（御堂振政別記裏文書）は、その意味でも注目できます。清和源氏源義家に武門棟梁として対抗心を抱く大和源氏源頼俊が、治暦3年（1067）に陸奥守に抜擢され、その翌年、即位したばかりの後三条天皇から蝦夷平定を命ぜられ、清原真衡を率いて「三方の大賊」を討ち懲えた、といえます。「三方」の大賊とは、北方が「衣曾別嶋の荒夷」、東方が「閉伊七村の山徒」なので、もう一方は西方の米代川流域および津軽ということになりましょうか。朝廷では、その功績により、延久3年に清原真衡を鎮守府将軍に補任します。しかし、源頼俊は、ひきつづき武蔵・伊豆方面への出張を命じ蝦夷平定の恩賞は遅れてしまったといえます。そこで、源頼俊は、応徳3年になってから、白河犬皇にその経過を説明し、恩賞として讃岐守に補任してくれるよう申請した、というのが文書の内容です。源頼俊が款状をしたため、関白藤原師実を通じて朝廷に訴えたのは、ちょうど後三年合戦（1083～1087）の最中であり、この年11月には白河上皇による院政が開始されます。衣曾別嶋とは蝦夷嶋のことであるともみられますが、その地まで含む「三方の大賊」を討

ち随った結果として清原貞衡を鎮守府将軍に補任した、それほどの蝦夷平定が延久元年に事実にあったのです。蝦夷地まで含んだ奥羽の再編成が大きな政治課題となり、その指導権をめがけて、清和源氏・大和源氏・俘囚長清原氏の争いがおこる。それが後三年合戦の背後にあった事態でした。そして、結果的に漁夫の利をえて指導権を掌握したのが、奥州藤原氏であり、やがて平泉の開府を伴いながら、一気に津軽海峡にいたるまでの木州北端部に郡郷制を施行することになり、当地域にもさまざまな新たな変化をもたらすこととなります。

3 院政期国家の北方政策をうけて

平泉藤原氏というと、都の人々の蔑みを跳ねのけながら、みちのく人の心意気を極めあげ、みちのくにみちのくの文化と権力を築きあげた、北方の王者のイメージを浮かべる方が多いのではないかと思います。私たち東北地方に生まれ育った者に対して確かに快い共感を誘う見方であり、平泉藤原氏は紛れもなくその一面をもっていました。しかし、それを敢えて一面というように、他方には隠された更に深刻な一面があり、この他面が案外に知られていないように見受けられるのです。そして、この面が12世紀米代川流域社会の見方とも関わっています。案外に看過されていたのが院政期国家の国策と深く関わっていた側面でした。この国家は、前代と同様に農奴制を基盤としながらも、人民の支配編成法を全面的に変えた点で王朝国家段階とは区分されています。後三条天皇の延久荘園整理令を継承して、王朝国家のものゝ荘園を整理しながら、人と土地を一定所領ごと一体として支配するという新しい荘園・公領体制を作りあげ、同時に、農業以外の諸産業に従事する人々を土地や所領から切り離して別途に保全し統制しようとする。しかも、農業をはじめ各種産業の大開発を促進し、その開発の成果を最大規模で定量的に国家財政として確保するために、大田文という台帳に最大数値で登録した公田数を基準にして、各所領ごと各種租税を割りあてる。同様に、租税を円滑に徴収するために、所領の領主層を各国国衙に結集させながら、民衆にも公平・善民の論理など様々な思想をもちこむ、というのであります。奥羽や蝦夷地に対しても例外ではありません。

奥羽でも、大田文の登録田数を増大させるために新田開発を促進させながら、公田数に応じて米穀以外の特殊産物を指定し徴収しようとし、その面での産業開発にも力をいれます。そして、国家財政の一翼を担う産物として奥羽に求めたのは、上述したような下朝国家時代の交易制対象物でした。国家の徴収物は質量ともに前代を凌駕し、その最大限の確保のために、産業分業の仕組みや徴収法を新たに作りかえます。例えば、産金地や鑛産地でなくとも所領ごと公田数に応じて砂金・糶も一定量割りあてるが、奥羽全体の公田数に対比できる砂金を確保するために、古代いらいの産金地たる小田郡・白河郡から小田保・依上保をつくり、同じく良質の絹生産に適した安達保・小手保・金原保などを独立所領として、砂金採取や絹生産に重点をお

く、という仕組みをとることになります。そして、この政策を蝦夷地産物にも適用するのです。蝦夷地産物は、たんに京都貴族達の奢侈心を満足させるための珍奇な北方産物であるにとどまらず、国家の儀式用や貿易品としても需要をいっそう増大させており、一定量の確保が政治課題ともなっていました。これを広大な奥羽両国の大田文田紋に応じて徴収することで課題を解決しようとしたのです。

そのために、上述のような王朝国家時代に蝦夷社会内で進展していた産業構造や前九年合戦いらいの蝦夷平定という実績をふまえながら、蝦夷社会を津軽海峡で分断し、以南の蝦夷地には、郡郷制を施行することで、国内産業改革の一環として駿馬や毛布狹布など特殊産業部門をいっそう発展させ、以北の蝦夷地には、従米以上に異民族観を伴いつつ交易制を強化する、という方策をとろうとします。蝦夷地を分断して縮小するというよりも、蝦夷地産物を従米の非蝦夷地である南奥羽の各所領にまで公田数ごと割りあてようとする点からすれば、奥羽全域を蝦夷地とみなそうとするような蝦夷地拡散観とさえも評価できるかもしれません。しかも、日本の半国を占めるともみられていた奥羽・蝦夷地でこの政策を具体化できるかどうかは、院政期国家全体の政策可否を左右します。奥羽での政策遂行は新国家による新政策の雛型でもありました。それだけに、蝦夷問題は安易に着手すれば国家の命取りともなりかねません。そこで国家側では、これも歴史的経過から学びとって、すでに羽城介の機能をも併せ兼任していた鎮守府将軍のもとに奥羽の全軍政機能を集中させ、以夷制夷策を前面に立てるべく奥羽両国の俘囚反を併せ兼ねる「俘囚之上頭」職を設け、そこに国衙在庁の軍政官たる国押領使(こしりょうし)の立場をも与える、という手段をとることにしたわけです。

平泉藤原氏の祖、清衡は、陸奥有力在庁であった陸奥権守藤原経清を父、俘囚長安倍頼時の娘を母とし、俘囚長家出自ながら鎮守府将軍にまで抜擢されていた清原氏のなかで育ち、後三年合戦でも才能を発揮して、この政策遂行にふさわしい人物でした。しかし、種々と検討してみると、清衡が国家のこの政策を理解し、全力をあげて取り組むようになるまで、後三年合戦後10年の歳月を要しています。『小右記』の筆者右大臣藤原実實の玄孫である藤原実宗、ついで右大臣藤原俊家の庶長子（『中右記』筆者の右大臣藤原宗忠の伯父）藤原基頼という摂関家一族があいついで陸奥守兼鎮守府将軍として着任することで、奥羽・蝦夷地での政策が一気に強行されることになりました。平泉はこの政策のなか、この時に開府されているのです。平泉や奥州藤原氏の問題は、このような院政期国家の北方政策と密接な関わりをもっており、敢えていえば、日本国家に向けたみちのく政権というよりは、蝦夷地に向けた日本国家側の権力としての性格を本質としているということにさえなります。これが私の考えです。

この政策のもと、奥羽で再編成された中世的郡郷制を図示してみたのが、第2図です。作成されたはずの奥羽両国大田文が現存していれば、もっと正確に判明するのですが、大田文を含

めて現存史料は無いに等しく、わずかな痕跡を頼りとして種々復元してきている最中の経過報告という図であります。しかし、第1図と比較すれば、奥羽全域にわたって著しく変化していることが、お分りになるでしょう。北奥羽も南奥羽も連動していますので、本来なら各所領ごとにコメントしたいのですが、今日は時間の都合上から、米代川流域についての若干点だけをとりあげます。

まず、第1に、鹿角郡も比内郡も、津軽地方や外浜と同様に、陸奥国所管となっている点です。この地域は、古代いらい出羽国～秋田城の養給下におかれてきたので、本来なら出羽国所管となる筈でしたが、郡郡制編成が陸奥守兼鎮守府將軍とその下の平泉藤原氏とを主体として実施されたために、陸奥国所管となったのです。しかもここでは、陸奥国府（多賀府中）から平泉を経て外浜にいたる官道＝奥大道が貫通し、整備されます。奥大道は岩手郡から流霞路を通り、糠部郡を経て鹿角郡に至り、そこから巻山峠を越えて比内郡に入り、矢立峠を越えて津軽に向かう道であったとみられます。官道沿い各郡の南部に郡衙が設けられていたはずであり、糠部郡では一戸、鹿角郡では小豆沢、比内郡では独結か費欄あたりが郡衙所在地に想定できるでしょうか。奥大道のターミナルである外浜や西浜の先で蝦夷島と連絡しますが、これが蝦夷表沙汰上から重要であり、そのために陸上ルートの奥大道は殊更に重視され整備されることになりました。鹿角郡も比内郡も蝦夷島沙汰の陸上ルートにある郡として重視され、新しい文化を伴った人とモノの往来がこのルートで活発化し、当地域に大きな影響をもたらすことになりました。

第2に、それにもかかわらず、米代川下流域の河北郡は出羽国所管となった点です。河北郡は秋田城との関連で整備された郡とみられます。この一帯は、小鹿島が島名称のまま郡扱いの所領となっただけでなく、秋田郡から斑目郷、河辺郡から赤字管郷、鮎海郡から由利郡や竹島荘などの所領が新たに分割され独立しています。王朝国家期の出羽城介は諸権限が鎮守府將軍に包摂されるようになって、秋田城じたいは、東夷と並記される北狄の沙汰をとりしめる拠点として機能し、多賀府中や平泉などと同様に中世都市として整備され、そのために河北郡や上述秋田周辺の諸郡も編成されたものとみられるのであります。

第3に、その結果として、米代川流域には妙な国境が出現した点です。古代では、大河は左岸部と右岸部、山は黒山とか黒森とか称される山脈をもって国境にあてることが一般的でしたが、中世の当地で出現した国境はそのようなものではありません。陸奥国比内郡と出羽国河北郡との境は、七座山と高岩山を結ぶ、現在の北秋田郡鷹巣町と山本郡二ツ井町の境界線となっています。高岩山のキミマチ坂越えの山道も、小繋・荷上場間の米代川舟運も、たしかに近年まで交通の難所として知られていましたが、古代～中世では、米代川のような大河は水上交通の支えとしてハイウェイのように機能をはたしていますので、難所としても国境とは大袈裟です。

また、出羽国河北郡と陸奥国津軽西浜との境も、地形的には白神山が日本海につきあたる須郷岬までの尾根筋が妥当であり、これは慶長8年(1063)いらい秋田・津軽両藩境となり、現在の秋田・青森両県境ともなっていますが、最初は、現在の青森県西津軽郡の岩崎村と深浦町との境界となっている鱸作崎・中山峠から白神山を結ぶ線が選ばれていたようなのです。この国境設定の謎を解くのは容易ではありませんが、私はひとつの解釈として、例えば秋田湊と蝦夷地とを往来する航海で須郷岬よりも鱸作崎のほうが大きな目安となっていたことなどから、陸上の奥大道ルートの蝦夷沙汰と海上の日本海ルートの蝦夷沙汰との、二つのルートをいずれも重視していたことからくる政治的産物であった可能性も高いとみてます。

第4に、郡郷制編成の中核となった在地領主の問題点です。上述の蝦夷村との関連からみれば、鹿角郡が上津野村、比内郡が火内村、河北郡が河北村を、それぞれ継承し発展させた郡であるとみられますが、当地にはこの他にも邑良志閉村、相瀬村、野代村など蝦夷村の存在が記録されていました。しかも、このうち、野代村は、古く斉明朝の阿倍比羅夫北航のさいに蝦夷の権郡としてながらも淳代郡と記され、野代宮も設けられていたような、中央にも知られた知名であるし、また邑良志閉村も吉弥侯部という古代蝦夷族長で著名な姓をもち、遠方の貳薩體・都母・幣伊の大家族連と張り合った都留岐の依拠した蝦夷村です。第2図で河北郡や比内郡として図示した中に、あるいは野代郡や邑良志閉郡も別に存在していたのに数少ない現存史料では確認できない段階にすぎないのか、または、河北郡や比内郡がそのような蝦夷村をも併合しながら成立したのか、大いに迷いました。特に、この時代の中世的郡郷制編成は、日本全土にわたって所領の合併よりも分割を主流として進められていただけに、尚更です。それにもかかわらず、このように図示したのは、閉伊村以下7村を閉伊郡とし、また宇曾利・鉦屋・仁土呂志という3部にまで統合されていた地域を更に糠部郡としたように、北奥羽での新郡編成には広大な領域をあえて設定する方策があったためではないかと考えたからです。従って、かつての蝦夷村の名称をそのまま継承していたとしても、編成された郡郷をとりしきる在地領主としての郡司職は、蝦夷村生え抜きの族長よりも、鎮守府將軍や平泉と結託していたような領主によって担当されていた可能性が高いとも考えられることになります。現存史料上では、12世紀末の奥州合戦の際に源頼朝軍に敗れ糠部郡を経て蝦夷島に逃亡しようとした平泉の藤原泰衡を費糧で殺害したという比内郡の河田次郎ぐらいしか、固有名詞は確認されませんが、今後の検討ではもう少し具体相を解明できるのではないかと期待しています。

第5に、北奥羽の郡郷制編成の時期に関する点です。諸説ありますが、上述のような政治情勢下で再検討してみると、律令時代の建郡とは異なって、12世紀初期に一気に鹿角郡から外浜・西浜までの郡郷制が施行されたと考えられます。藤原清衡が平泉を開府したのは、藤原実宗が陸奥守兼鎮守府將軍として着任してきた康和元年(1099)頃とみられますが、実宗が任中に病

死した後をうけて、同じ摂関家一族の藤原基頼が同じく陸奥守兼鎮守府将軍として着任し、奥羽での平泉藤原氏や越後での越後城氏、常陸での佐竹氏という新興領主層を育成しながら、8年間も当地に在職した時期に該当します。出羽国側には美濃源氏の祖源光国が出羽守として派遣されています。この藤原基頼も源光国も興味ある行動結果を記録にとどめており、その方面から分析することでも、当地域が郡郷制を施行されて中世国内にがっちり組みこまれた意味について、一層内実^{うちじつ}に迫れるようになっています。陸奥守兼鎮守府将軍のもと、平泉藤原氏が平泉を開府し整備するかたわら、当地域で一気に郡郷制が施行されたといったほうが、平泉権力との関わりでは分かりやすいでしょう。

第6に、郡郷制編成の当地域にもたらした影響に関する点です。考古学研究では、12世紀初期頃から、当地域の生活に一大変化の生じたさまを解明してきています。例えば、高地性防御集落が一斉に無くなって、豪族屋敷を中心とする平地部の集落に移行したり、小規模な製鉄遺跡が急激に減少したり、また、擦文土器や使用開始早々の内耳鍋も当地域から姿を消して、内耳鍋は津軽海峡以北の蝦夷地で多用され、擦文土器は蝦夷地最北のオホーツク沿岸のオホーツク文化の中にも浸透してゆくようになるといい、その反面、当地域では、漆器などを多用しながら、同時に、美濃・常滑・瀬戸・猿投など東海地方の窯で新たに開発された軸を工夫して丈夫にした中世土器といわれる土器や、能登半島の珠洲窯で開発された堅固な珠洲系土器、および中国宋帝国の景德鎮窯や龍泉窯で製造された青磁・白磁などの舶来品までを使用するようになるというのであります。いわば、これまで当地域の人々の日常生活をささえ、さらには擦文文化圏の中で占めていた諸物資供給源としての諸産業が急激に衰退し、代わりにそれよりも丈夫な中央製の製品を生活品として導入しながら、集落も変えてきているというのであります。

新たに持ち込まれたのは製品だけではありません。日吉社や熊野社の信仰が急激に進展しますが、布教の担い手である聖たちは、同時に本社のもつ資本力と技術力を導入する先導者でもありました。文献上でも彼等の行動が刻みこまれます。そして、「日本全体にわたる大開発時代」と呼ぶるように、当地域でも諸産業が開発されますが、その焦点は、一方で大田文登録対象となる公田数を増大させることと、他方では国家側が当地方に求めていた特殊産業部門を開発させることの、二つに絞られていたとみられます。その意味では新たな地場産業が確立したともいえます。比内郡の比内馬、毛布の郡(鹿角郡)の毛布狹布、鰯部郡の鰯部鞍馬、岩手郡の岩手紫根染布、安達保の安達絹、信夫荘の信夫文字摺など、産地(郡)を冠した銘柄品が京都を中心とした市場で名声をはせることにもなります。

このような側面は、当地方の人々が従来よりは豊かになる方向で生活を変化させていたことを暗示しています。当地で郡郷制編成を受容したのも、そのためであったのかもしれませんが。しかし、国家側の需要を軸とする開発であったことは、やがて当地の人々の性格となりかねな

い危険をはらんでいました。徴税基準となる人田文登録田数の拡大を強調するほどに、気候上から稲作農業に必ずしも適応しない当地に対して恒常的な冷害をもたらしかねないし、特殊産業部門を強化するほどに、そのための分業も強制されて、当地の生活形態を歪めかねないからであります。中世日本国家の国外の民とされた津軽海峡以北の蝦夷地では、この日本側の対応を逆手にとるかのようになり、アイヌという民族・文化を作りあげる契機となりましたが、国家の内部で郡郷制に組みこまれた当地方では、自らの風土に即したアイデンティティを確立することにかかなりの制約をうけることにもなりかねないのであります。

以上、第2図に即して、とりあえず6点ほどコメントしました。国郡境なども含めて、通説として各書で記されているものとはかなり違っているはずの私案の図ですが、私はこの地図に表示できるような構造のなかで、院政期の国家や平泉権力の問題、および、米代川流域社会が本格的に中世国家社会の仲間入りした意味などを追求し検討しなければならないと考えているのであります。

4 15～16世紀の米代川流域社会をめぐって

本日の私の持ち時間も残り少なくなりました。冒頭にお断りしましたように、「米代川流域の中世社会」というテーマでは最も面白いはずの鎌倉期～南北朝期の時代をとばして、中世後期に入ります。中世後期については、レジュメにも記したように、地方の分権化が事実としていっそう進展した時代であるだけに、地域間における多元的自立性の展開した様相を具体的に追求する方向で近年の研究が進められています。当地域に関しても、近年あいついで刊行される市町村史などで当地域に即した具体相がかなり解明されており、本日の報告会でとりあげられた当地域の中世城跡研究も、その具体相をいっそう肉付けする重要な分野となっています。ところが、分権といい自立という時に、どのような仕組みの中の分権なのか、どこから自立しどこまで自治を達成したのか、という問題をたて、全体的構造のなかで理解しようとする、上述した平泉権力などと同様に、この面の研究は案外に分析されていないと痛感させられるのであります。それ故に、本日は、12世紀初期に形成された中世国家側の郡郷制がどのようにになっているか、という点を検討の軸として話を進めてみます。

まず、第1に、大田文登録所領の枠組みが15世紀室町幕府体制下まで継承されているという点です。かつて私共は『中世奥羽の世界』（東京大学出版会UP選書、1978年）という共著で、中世奥羽の政治社会を制度史的に追求し、この点を強調することになりました。例えば、鎌倉幕府は、大田文登録の所領ごとに関東御家人を補任した郡総地頭職を配置して、幕府による全関東地方支配の典型を奥羽の地で実現しようと努力し、建武政権下の陸奥国府でも、郡ごとの検断奉行職を地方支配の要として強化し、足利室町幕府でも、奥州・羽州の管領（のち探題）下

の分部(郡守護職)を基礎的な支配構造とした、と強調しています。この時代には、大田文登録所領の枠組みだけでなく、所領内の産業構造や税役体制をも基本的に継承し強化しようと考えていたというのであります。これが国家側の政治方針であり、それだけに、例えば、鹿角郡や河北郡、赤字曾郷、津軽山辺郡、西浜など、現存史料上で所領名を記す初見例がたとえ鎌倉末期以降であったとしても、所領編成期を遡らせて考察できるし、今は散失し見ることできない存在したはずの大田文をあるていど復元できることにもなっている所以であります。国家側では、郡地頭とか郡奉行・郡守護という職権担当者を多分に交替させながらも、所領の枠組みと内部構造には大きな変化をおこさせないようにした、というのであります。

第2に、それは、前代同様に、奥羽兩國が國家による蝦夷沙汰の拠点の役割を担う地とされたことに大きな理由をもっていたという点です。鎌倉～室町期の中世國家にとって、蝦夷沙汰はいっそう重要な意味をもつことになっていました。征夷大將軍の下の幕府が、征夷を具体化し、征夷を大義とすることで国内支配をかためた、という具体相が近年つきつぎと解明されてきています。14世紀の法律書『沙汰未練書』では、鎌倉幕府の最大任務として蝦夷＝東夷を成敗することと書き記していますし、15世紀に足利義満が中国明帝國永楽帝から「日本國王」として認可されるために、まず征夷大將軍として征夷の責をあげることを条件とされていたほどでした。そして、征夷を具体化する拠点が奥羽兩國、とりわけ北奥羽の地でした。室町幕府が、鎌倉幕府のときと同様に、奥羽領国には一國守護職を設置しないで、分部を基本単位とする広域軍政府体制を施行したのも、奥羽に求めたこの政治的特殊性から解釈できます。將軍＝公方を御所、守護家を屋形と公称するような室町的秩序をつくりあげるなかで、奥羽では、奥州探題・羽州探題の両家と津軽波岡に拠る北畠家とに特別に御所の称号を許し、他国では一介の國人にすぎないような郡主クラスを郡守護家の屋形として扱い、そのなかで蝦夷沙汰を担当する出羽国秋田城の安東漢家と陸奥国津軽の下関安東家をも加えていたというのも、そのあらわれであると私は考えています。

第3に、その津軽下関安東家が15世紀中葉から米代川流域を本拠地として蝦夷沙汰を継承執行するようになった点です。「奥州津軽十三湊日之本將軍」として日本中から認められていた安東康季が釧路南部氏勢との抗争に敗れ、父子共に戦死した後、出羽国河北郡に依拠した康季の一族安東師季が「ひのもと(＝蝦夷)將軍」下関安東家の後継者として認可されたのです。師季は後に足利義政から偏諱(「政」字授与)をうけて政季と改名したとみられ、後世の系図・記録類では安東政季として記されていますが、これまで謎に包まれていた師季(政季)や、その子孫である楡山城王安東氏の実態も、近年ようやく具体相を引き出せるようになってきました。米代川流域の地は、下関安東氏が依拠することで、いわばあらためて日本中から注目されるようになったともいえるでしょう。

朝鮮国の史書『李朝実録』1482年条に、「日本国王源義政」と一緒に朝鮮国に使者を派遣して大蔵経賜与を求めた「夷千島王遐義」の動向が記されており、学会でも話題となっていますが、この「遐義」とは出羽国河北郡に依拠して蝦夷沙汰を担当していた安東師季（政季）の朝鮮向け名乗りであった可能性が高いともみられています。同書の1476年条には、対馬国にきていた朝鮮使節によってこの時点での「陸奥津軽・合浦・外浜」の情勢まで本国に通報されていたことが記され、その5年前に成立した勅撰『海東諸国紀』には、津軽・秋田・夷島が存在だけでなく、夷島北方の黒龍江の北の地まで日本国の勢力が及んでいたという認識まで刻み込まれています。米代川流域以北の地が15世紀でも北奥羽の一局地だけにとどまらない位置を占めていたさまを明示した好例ともいえます。

第4に、上述の再現かもしれませんが、室町的秩序の支えとなる書札礼の世界にもきちんと位置づけられていた様を確認できる点です。米代川流域以北の地が日本中に知られていたことは、それだけの情報網とそのネットワークを支える室町的秩序が各地間にも根付いていたからです。河北郡の安東師季が鹿角郡總鎮守大日堂に奉納する洪鐘を若狭国遠敷郡の金屋に発注鋳造したり（大日堂由来記所収鐘銘）、紀伊国熊野那智山に津軽・外浜・蝦夷島ウスケンの旧領回復を祈願したり（熊野夫須美神社文書）、また、檜山城主安東尋季と幕府三職家との交渉を伝える文書（喜音多氏所収文書）のほか、その子安東舜季が若狭国小浜に代官を常駐させ飛脚をもって情報を入手していた文書（若狭組屋文書）が現存していたりする。その背後に、当時の日本中で地域間の交渉を保障しあう制度があり、それが書札礼の世界として呈示され遵守されていました。家柄と身分を書札＝書状の書き方や伝達手段にまで反映し、相手の立場を認めあい保障しあうという制度であり、当地域に関する当時の現存文書の殆どがこの秩序のなかで機能していた様子を伝えているのです。

例えば、天正元年（1573）に室町幕府を滅ぼした織田信長は、近年の研究では、室町的秩序に依拠しつつそれを再編した人物としても再評価できるようになっています。その信長が、元亀元年（1570）には檜山城と秋田城とを併合支配するようになっていた安東愛季に対して、見ず知らずの間柄なのに、従来の室町的秩序を通じて、天下統一の一環として早速に愛季の担う蝦夷沙汰にまで関与の手を伸ばしてくるにもなります。このような興味ある側面についても解明されつつあるのです（拙稿「戦国人名下国愛季覚書」「北日本中世史の研究」1990年、「ひのもと将軍覚書」「日本中世政治社会の研究」1991年など）。室町的秩序のもつ意味を示す一例でもあります。

そして、第5に、このような制度的枠組と当地域で展開していた自立的動向とがどのように関連するのかという点です。15世紀初期に当地に成立していた合浦^{あひら}という地名は（神奈川泉清浄光院『時宗過去帳』、和歌山県熊野那智大社『米良文書』）、一般的には合浦公園まである現

在の青森市一带とみられています。上述の『李朝実録』1476年条で合浦を津軽や外浜と並記しているように、外浜（＝青森市）以外の地であった可能性があり、実際に他の傍証（『大日本租税志』所収秋田家文書、山口県『萩藩閩閩録』所収毛利家文書）では、むしろ蝦夷沙汰担当安東家の支配領域としても使用されていますし、それが奥羽以外の他地方でも認知された地名として記されている点に注目されます。檜山城下の河北郡が檜山郡とも称され、天正11年（1583）に小島島本城を新居城としていた安東受季が比内浅利氏領を統合して国郡境変更への途さえも開き、実際に、豊臣秀吉の天正18年（1590）奥羽ひのもと仕置のさいに、この実態が制度的に認定されることにもなります。群雄割拠や下剋上の用語で表現される諸勢力抗争のなかで、新たな町や村を伴う新所領＝領域名が成立し、それを日本各地でも共通のものとして認知してゆく、という動向は、当地でも確かに事実として展開しているのです。

しかし、豊臣秀吉の奥羽ひのもと仕置によって、安東受季の跡をついだ実季が比内までを含む秋田郡の領主、豊臣大名秋田家として保障された一方では、豊臣政権から従来の蝦夷沙汰権を完全に取り上げられた反面がありました。12世紀初期くらい続いてきた陸奥国比内郡を新たに羽田国秋田郡内の地として認知した背後には、中世を通じて存在した当地域と蝦夷沙汰との関わりを遮断するという政治的措置が伴っていたのです。それがまた当地域でも蝦夷地でも新たな問題をひき起こします。比内地方をめぐる国郡境変更は、近世幕藩制国家社会形成期にも太閤蔵人地処理に絡む比内浅利氏問題として幕府法廷で政治問題化していますが、事態は近世国家社会固有の問題として展開してゆくことになります。本日のテーマとした中世に即して言えば、当地域の中世に政治的な終止符をうったのが天正18年の如上の措置であったと評価できる、ということにもなりませんか。しかも、それは同じ米代川という大動脈を通じて共通の基盤をもっていた流域諸地域に対して、中世国家が陸奥国と羽田国の線引で分断した遺制を今度は陸奥国南部藩領鹿角郡と羽田国秋田藩秋田郡という線引で再生し、別の制度的枠組みを媒介とする問題を生じることにもなります。国家的仕組みが加わると、地元の動向には地元で解決できない深刻な問題が生じ易いので、深刻なのです。

戦前に大島正隆さんは「北奥大名成立過程の一断面～比内浅利氏を中心とする考察」（『喜田博士追悼記念國史学論集』1942年、大島正隆『東北中世史の旅立ち』1987年に再録）を発表して、地域に生きる人々の自立的動向に対する国家的外皮＝制度的仕組みの重みを伝えようとしていました。中世の米代川流域社会は日本史の中でも一定の位置を占めていたことを確認しながら、その意味を先学の提言を深い重みを以て受けとめ、さらに検討してみたいと考えています。本日はこの決意を述べながら、拙い話を終わらせていただきます。ご清聴有難うございました。

発行 平成6年3月

秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第9号

発行 秋田県埋蔵文化財センター

〒014

秋田県仙北郡仙北町払田字牛嶋20番地

電話 (0187) 69-3331

印刷 佐藤印刷

〒013

秋田県横手市横手町上真山113

電話 (0182) 32-6399

